

## 平成22年第3回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第1日目)

平成22年9月14日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第61号 教育委員会委員の任命について
- 第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第6 議案第56号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について
- 第7 議案第57号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第8 議案第59号 平成22年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第58号 平成22年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第10 議案第60号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 第11 認定第2号 平成21年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第3号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第4号 平成21年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第5号 平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第6号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第7号 平成21年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第8号 平成21年度訓子府町水道事業会計決算の認定について
- 第20 報告第7号 平成21年度 訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 第21 報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 第22 報告第9号 出納検査結果報告について
- 第18 一般質問

○出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八畝光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
上下水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

◎開会の宣告

- 議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。  
それでは、定刻になりました。  
ただいまから、平成22年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。  
本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。  
なお、谷本農業委員会会長から、本定例会を欠席する旨の報告がありました。

◎開議の宣告

- 議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

- 議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。  
○議会事務局長（森谷 勇君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。  
なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が6件、諮問が1件、認定が7件でございます。その他、請願が1件、報告が3件であります。  
以上でございます。  
○議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、1番、佐藤静基君、2番、河端芳恵君、3番、山本朝英君、4番、川村進君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から9月16日までの3日間といたしたいと思っております。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎行政報告

- 議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。  
町長。  
○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきました

ので本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

折しも9月14日は、民主党の代表選挙が今日午後から行われ、日本の総理大臣が選ばれる、ある意味では記念すべき定例会の開催日でございますし、一方では、地方自治を巡って名古屋市長、さらに鹿児島県の名前は忘れましたが、市町村長、すなわち行政と議会のありようを巡り、住民投票やさまざまな議論を今、全国的に1つの注目を浴びているところでございます。私も町政4年目の第3回定例議会でございますので、改めて、真摯に襟を正して、今議会に臨みたいとと考えているところでございます。

それでは、本定例町議会に提案しています主な概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと思います。

まずは、各会計の補正予算についてですが、一般会計につきましては、583万6千円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容は、総務費では、財源調整による財政調整基金と寄付金に伴う社会資本整備基金への積み立て。

民生費では、療養給付費等交付金と前期高齢者納付金の増に伴う国民健康保険会計への繰出金の減。

また、自立支援サービス事業の過年度清算に伴う返還金など。

農林水産業費では、農地制度改革による農地基本台帳仕様変更経費や円滑な農業経営を継承させるための強い農業づくり事業、口蹄疫など家畜伝染病対策。

農業基盤整備事業では、北海道予算の調整による訓子府南部地区及び訓子府東部地区の畑総事業経費。

また、下水道事業特別会計への繰り出しに係る経費。

林業費では、エゾシカ食害対策として「くくり罠」や「わな猟」免許取得のための経費。

教育費では、訓小の管理用自走式草刈機の更新、青年団体連協会の青年祭の全国大会出場に係る経費を提案させていただいております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、退職被保険者等医療給付費などの不足と医療給付費等負担金の清算と実績に伴う返還金など1,668万円の追加補正。

後期高齢者医療特別会計につきましては、脳ドック助成の対象者増による22万円の追加補正。

下水道事業特別会計につきましては、個別排水処理施設設置希望者増と道道北見置戸線道路拡幅工事にかかる下水道管迂回路の調査設計費を合わせて、757万7千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、過疎地域自立促進市町村計画の策定についてであります。この計画は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により失効期限が6年間延長されたことに伴い、本町の過疎計画も平成22年度から平成27年度までの新計画として提案させていただいております。

次に、任期満了に伴う教育委員会委員1名の任命同意と同じく任期満了に伴う人権擁護委員1名の推薦に係る諮問について提案させていただいております。

次に、認定案件として一般会計、各特別会計及び水道事業会計の合計7会計の平成21

年度決算認定の提案をさせていただいております。

最後に、報告といたしまして、訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案6件、諮問1件、認定7件、報告1件の提案をさせていただいておりますが、詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたしまして、本定例議会招集のご挨拶といたします。

引き続きまして、この後お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

このたび、2件の総務費指定寄付金がありましたのでご報告申し上げます。

1件目は、8月10日に、日出にお住まいの松永房子様が訪問され「日ノ出地区ふれあいセンターの維持管理経費」に使っていただきたいと100万円のご寄附がございました。

これは、ご主人であります、故松永眞吾様が訓子府町議会議員等として、長く地方自治の育成発展に寄与された功績が高く評価され、8月10日に旭日単光章を受章されたのを記念してのご寄附でございます。

故松永眞吾様のご功績に改めて敬意を表しますとともに、ご遺族のご厚意に心から感謝申し上げます。

寄付金につきましては、社会資本整備基金に積立し有効に活用させていただくため、今町議会に補正予算を提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

2件目は、東町の坂本美江子様が9月1日に訪問され、昨年5月にお亡くなりになられたご主人様の故坂本敬喜様が、町に大変お世話になったと300万円のご寄附がございました。

故坂本敬喜様は、長年にわたり、建設業界をはじめ地域経済の発展にご尽力され、また、町建設行政に対しましても多大なるご貢献をいただいた方で、お亡くなりになられた当時は、丸建工業株式会社代表取締役会長を務められておりました。

故坂本敬喜様のご功績に改めて敬意を表しますとともに、ご遺族のご厚意に心から感謝申し上げます。

寄付金につきましては、ご遺族のご意向に沿い、本年度新たに設けました「地域活性化基金」に積立し有効に活用させていただくこととしております。

なお、この件に関しましては、12月の第4回定例議会において予算補正させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告につきましては、寄付に関わる報告でありますので、質疑を省略することといたします。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

議員、説明員の皆様に申し上げます。事前に皆様にお知らせしておりますとおり、今定例会においてもクール・ビズの励行で、ノーネクタイ、上着の着用は自由で、進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

#### ◎議案第61号

○議長（橋本憲治君） 日程第4、議案第61号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書21ページでございます。

町長。

○町長（菊池一春君） 議長からお話のありましたとおり議案書の21ページをお開き願いたいと思います。

人事案件でございますので、私からご説明させていただきます。

議案第61号 教育委員会委員の任命について。

この件につきましては、本年12月5日をもって任期満了で、退任されることになりました鏡隆男さんの後任として、1名の教育委員の任命についてご同意をお願いするものでございます。

鏡隆男さんにおきましては、2期8年にわたり本町教育振興はもとより行政に対しましてもご尽力いただき深く感謝をしているところでございます。

今回、本議案でご提案申し上げます後任の教育委員には、日出の古沢美佳さんを任命いたしたくご提案申し上げます。

古沢美佳さんは、昭和39年生まれの現在満46歳でございます。

（経歴等掲載省略）

教育委員として、適任と考えておりますので、任命の同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成22年12月6日から平成26年12月5日までの4年間でございます。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準に基づき、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決を行います。

これより、議案第61号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎諮問第1号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書 22 ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） それでは、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人事案件でございますので、私からご説明を申し上げます。

既に、議案書に名前が記載しておりますが、町内旭町の岩城道尚さんを人権擁護委員として、ご推薦申し上げたいと存じます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法の第 6 条の規定により、議会の皆様のご意見をいただく訳でございますが、現在、本町には、2 名の人権擁護委員が委嘱されております。そのうちのお一人であります岩城道尚さんが平成 22 年 1 月 31 日をもって任期満了となります。引き続き、岩城道尚さんを人権擁護委員として推薦いたしたくご意見を願いますものであります。

（経歴等掲載省略）

なお、任期につきましては、3 年間でございます。

以上、岩城道尚さんを推薦することにつきまして、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

1 人 3 回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準に基づき、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決いたします。

これより諮問第 1 号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第 56 号、議案第 57 号、議案第 59 号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第 6、議案第 56 号、日程第 7、議案第 57 号、日程第 8、議案第 59 号は、関連する議題なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第56号から順次説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） 議案第56号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように583万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ39億6,376万6千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、後ほど3ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

次に、第2条では、地方債の補正について定めており、地方債の変更は「第2表、地方債補正」によることとしております。

2ページ下に第2表がございますのでご覧をいただきたいと思いますが、道営訓子府東部地区畑総事業につきましては、今回の補正により、適債事業が追加になったことによりまして借入限度額を30万円増の300万円にしようとするものであります。

続きまして、3ページの歳入歳出予算補正 事項別明細書の歳入について、説明を申し上げます。

11款、1項、1目、農林水産業費分担金の1節、農業費分担金として、136万3千円の追加につきましては、道営畑総事業の道予算の調整によるものであり、事業費ベースで南部地区1,500万円、東部地区300万円の追加配分があったことから、農家負担の増加分の計上であります。

次に、14款、2項、4目、農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金として、203万1千円の追加につきましては、説明欄にございます2事業の財源であり、内容につきましては、後ほど歳出のところで説明いたします。

16款、1項、2目、総務費寄付金として、100万の追加は、先ほど行政報告いたしました松永房子様からの寄付金の計上であります。

19款、5項、1目、農業生産基盤整備事業推進交付金として、114万円の追加で、先ほど説明した道営畑総事業関連の内訳は、南部地区が95万円、東部地区が19万円の追加となります。

その下の6項、5目、雑入として、2千円の追加は、医療費不正請求に係る返還金の計上であります。

20款、1項、2目、農林水産業債の1節、農業基盤整備事業債として、30万円の追加は、東部地区畑総における適債事業の追加によるものです。

続きまして、4ページの歳出について、説明をいたします。

2款、1項、1目、一般管理費の経費区分10、各種基金積立金1,030万4千円の追加は、今回の財源調整として、財政調整基金930万4千円の追加と歳入で説明した寄付金100万円を社会資本整備基金に積み立てするものであります。

ここで、別冊資料1「基金の保有状況」をご覧願います。

今回、調整後の一般会計基金保有見込額は、下から5行目の右のとおり平成22年度末の総額で20億9,550万9千円となっています。

4ページに戻りまして3款、1項、1目、社会福祉総務費の経費区分2、国民健康保険



特別会計繰出金1, 798万円の減額でございますが、平成21年度療養給付費等交付金の清算に伴い財源補てん分の繰入額が減少となるものです。

その下の経費区分9、障害程度区分認定等事業ですが、過年度分の精算に伴う返還金1千円の追加であり、経費区分10、自立支援サービス事業につきましても、同様に過年度分の精算に伴う返還金468万2千円の追加でございます。

その下の2目、老人福祉費の経費区分1、老人医療給付特別対策事業につきましても、医療費の不正請求に係る返還金の発生に伴い、道補助金を返還するために1千円を計上するものです。

6款、1項、1目、農業委員会費の経費区分6、農業委員会一般経費では、農地制度改正による農地基本台帳仕様変更業務委託費52万5千円の計上であり、全額国費となっております。

次に、3目、農業振興費の経費区分5、強い農業づくり事業では、円滑に経営を継承させることを目的に新規作物導入や作業効率向上のため農業機械等の導入に対する2分の1補助であり、国庫補助分の150万6千円を計上し、今回対象となった2名の農業後継者に町を通じて補助するものであります。

次に、4目、畜産業費の経費区分1、家畜衛生管理事業では、口蹄疫など家畜伝染病対策経費として、町が購入する消毒液・消毒マット・噴霧器など消耗品26万円の計上と訓子府町家畜自衛防疫組合を通じて実施する防疫対策事業に対する補助金として、39万2千円を追加計上するものであります。

次に、5目、農業基盤整備事業費の経費区分1、農業基盤整備事業についてであります。歳入で説明のとおり畑総事業の道予算の調整により2地区で合わせて360万円の追加計上となっております。

なお、畑総事業の財源等につきましては、別冊の資料2「一般会計補正予算に係る投資的事業」にわかりやすく記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

一番下の経費区分4、下水道事業特別会計繰出金については、個別排水処理浄化槽2戸の追加設置に要する経費として、155万7千円を繰り出しするものであります。

次に、5ページにまいりまして、2項、2目、林業振興費の経費区分1、有害鳥獣駆除事業につきましては、全道的に問題となっておりますエゾシカの食害対策であり、消耗品費として「くくり罠」10個の購入費9万円の計上と併せて「わな猟」免許取得のための補助金として5名分、6万円の計上でございます。

10款、2項、1目、学校管理費の経費区分3、学校施設維持管理事業では、訓小等外部管理業務用自走式草刈機が老朽化で修理不能となったため、購入費47万3千円の計上であります。

5項、1目、社会教育総務費の経費区分3、青少年教育推進事業については、8月に開催された北海道青年祭において、舞台パフォーマンス部門とのだ自慢部門において、訓子府町青年団体連絡協議会が最優秀賞を獲得し、11月に東京で開催される全国大会に参加することとなったため、経費の一部を補助要綱に基づき助成するものであります。

参加人数は、8名で町補助金が42万5千円となり、既存予算での不足額36万5千円を今回追加計上するものです。

最後に6ページにあります地方債の年度末における現在高の見込に関する調書をご覧い

ただきたいと思いますが、右端の欄の下から3行目にありますとおり平成22年度末の現在高見込額は、53億2,340万9千円となっております。

以上、総額583万6千円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次は、議案第57号、議案書7ページでございます。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 議案書の7ページをお開きください。

議案第57号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように1,668万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,088万8千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の8ページにあります「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、9ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、9ページの歳入について、説明させていただきます。

3款、1項、1目の療養給付費等交付金につきましては、まず、1節の現年度分療養給付費等交付金では、歳出の退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費が増が見込まれますことから、この2つを合わせて900万円の追加。それから、2節の過年度分療養給付費等交付金につきましては、平成21年度の交付金確定額通知によりまして2,566万円を追加するものであります。

次に、8款、繰入金、2項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金の4節、その他一般会計繰入金につきましては、今、3款で説明しました平成21年度療養給付費等交付金の精算による追加交付に伴いまして、財源補てん分繰入金を1,798万円減額するものであります。

次に、10ページの歳出について、説明させていただきます。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、2目、19節の退職被保険者等療養給付費につきましては、3月診療分から5月診療分の3カ月の実績から推計し、予算に不足が見込まれますことから、800万円を追加するものであります。

また、2項、高額療養費、2目、19節の退職被保険者等高額療養費につきましても、4月支給分から7月支給分までの4カ月の実績から推計し、予算に不足が見込まれますことから、100万円を追加するものであります。

次に、4款、1項、1目、19節の前期高齢者納付金につきましては、納付金額の変更通知によりまして、1万円を追加するものであります。

次に、10款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、3目、償還金、23節、国庫支出金返還金につきましては、平成21年度の療養給付費等負担金の精算に伴いまして、国から超過交付されていた767万441円を返還するため、767万円を追加するものであります。

以上、平成22年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第59号、議案書15ページでございます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 議案第59号 平成22年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。議案書の15ページでございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ755万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億9,095万7千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについては、ご覧いただくこととし、後ほど17ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

次に、第2条では、地方債の補正について定めており、地方債の変更は「第2表、地方債補正」によることとしております。

16ページ下の「第2表 地方債補正」につきましては、個別排水処理施設整備事業の起債の借入限度額2,500万円を2,880万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じ証書借入、利率も5%以内であります。

続きまして、17ページの「歳入歳出予算補正 事項別明細書」の歳入について、説明をさせていただきます。

1款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業分担金であります。当初予定していた浄化槽設置戸数12戸が2戸増えて14戸になったことにより、2戸分の分担金20万円を追加するものです。

3款、1項、1目、一般会計繰入金であります。歳出総額から歳入合計額を差引いた額が、一般会計から繰り入れするもので、浄化槽設置戸数が2戸増えたことにより、155万7千円の追加を行うものであります。

5款、4項、1目、雑入であります。道道北見置戸線日出地区の道路拡幅工事に伴う橋梁整備において、下水道管が支障となり補償の対象となることから、その調査設計費の100%にあたる200万円を移転補償費として計上するものです。

6款、1項、1目、個別排水処理施設整備事業債であります。先ほど16ページの地方債補正で説明したとおり、浄化槽設置戸数が当初予定していた12戸が2戸増えて14戸になったことにより、起債対象事業費380万円を追加するものです。

次に、18ページの歳出について、説明いたします。

2款、1項、1目、農業集落排水事業費につきましては、歳入の雑入でも説明いたしましたが、道道北見置戸線日出地区の道路拡幅工事に伴う橋梁整備において、下水道管が支障になることから、その調査設計費200万円を委託費に計上するものであります。

次に、2目、個別排水処理施設整備事業費につきましては、浄化槽設置戸数が当初予定していた12戸が2戸増えて14戸になったことにより、工事請負費555万7千円を追加するものであります。

次に、19ページの地方債の調書であります。平成22年度末における補正後の元金残高につきましては、合計欄の一番右側にあります下から3段目、8億3,672万6千円となる見込みであります。

また、資料3に「下水道事業特別会計補正予算に係る投資的事業」について、概要を記

載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、平成22年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第56号、議案第57号、議案第59号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第58号、議案第60号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第9、議案第58号、日程第10、議案第60号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第58号から順次説明願います。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） それでは、議案書の11ページをお開きください。

議案第58号 平成22年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように22万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,311万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の12ページにあります「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、13ページの歳入について、説明させていただきます。

2款、広域連合補助金、1項、1目の長寿健康増進事業交付金につきましては、75歳以上の方の脳ドックの助成金として、広域連合から100%交付されるものですが、当初予算では、5名分を見込み予算計上しておりましたが、8月末現在で既に5件の申請がありましたことから、今後、年度末まで7件分を見込み22万円を追加するものであります。

次に、14ページの歳出について、説明させていただきます。

2款、保健事業費、1項、1目、保健事業総務費の19節、負担金、補助及び交付金につきましては、今、歳入で説明しました脳ドックに係るものですが、健康診査助成金として、今後7件分を見込んで22万円を追加するものであります。

以上、平成22年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第60号。

企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） 議案第60号の提案説明をさせていただきます。議案書の20ページをお開きください。

議案第60号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。

訓子府町過疎地域自立促進市町村計画を別冊のとおり定めようとするものであります。

過疎地域対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限

立法として制定されて以来、現行の過疎地域自立促進特別措置法に至るまで、これまで、約40年にわたり特別措置が講じられてきました。

しかしながら、過疎地域においては人口減少に歯止めがかからず、依然として厳しい状況であることから、平成22年3月に現行法の失効期限を平成27年度までの6年間延長するとともに、過疎対策事業債の拡充を内容とする一部改正法が成立しました。

今回、提案しております訓子府町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、期間延長された平成22年度から27年度までの6年間について、引き続き、過疎債の適用を受けるために策定するものであります。

別冊の計画案をご覧ください。

この計画案は、目次にありますように、基本的な事項として、町の概況のほか、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の自立促進のための基本方針、計画期間について記述しております。

これに続き、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備、その他の地域の自立促進に関し必要な事項などを、国が指定する9項目に分けて、それぞれ現況と問題点及びその対策と今後の具体的な事務事業の計画について広く記述しております。

このうち、地域の自立促進の基本方針につきましては、この計画書案の7ページ以降に記述してありますように、産業の振興による地域経済の自立化のほか、魅力的で特色ある生活空間及び暮らしの創造、町民がいいきいと活動する活力ある地域社会の形成、効率的な行財政の運営と効果的な施策の展開など9項目にわたって、その目標を定めております。

なお、この計画案は、道が策定する過疎地域自立促進方針に基づく道との協議を重ねた上、道の同意を得て策定したものであり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を受けようとするものであります。

以上、議案第60号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第58号、議案第60号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

認定第7号、認定第8号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第11、認定第2号、日程第12、認定第3号、日程第13、認定第4号、日程第14、認定第5号、日程第15、認定第6号、日程第16、認定第7号、日程第17、認定第8号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

認定第2号から順次説明を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） 認定第2号について、説明申し上げます。議案書の23ページをお開きください。

認定第2号 平成21年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成21年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成21年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありましたが、本年8月26日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成21年度 訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきました。

これを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、一般会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成21年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧くださいと思います。

この表は、会計別決算額の総括表であります。一般会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入48億4,903万4,324円、歳出43億8,648万8,586円となっており、収支差引残額は4億6,254万5,738円となっております。

この剰余金につきましては、備考欄に記載のとおりこの内1億3千万円を財政調整基金に決算積立し、残り3億3,254万5,738円を翌年度に繰り越ししておりますが、その中には、6月の定例会で報告させていただきました繰越明許費に係る一般財源繰越額3億89万7千円が含まれております。

なお、別冊で配付しております「平成21年度 訓子府町各会計決算審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますと存じます。

以上が、平成21年度 訓子府町一般会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 認定第3号について、説明申し上げます。議案書の24ページになります。

認定第3号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありましたが、本年8月26日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成21年度 訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、国民健康保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成21年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から2段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧くださいと存じます。

決算額（B）欄、歳入8億9,275万1,168円、歳出8億8,414万5,674円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額860万5,494円の内、860万5千円を財政調整基金に決算積立し、残りの端数494円を翌年度へ繰り越ししております。

なお、別冊で配付しております「平成21年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますと存じます。

以上が、平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、認定第4号について、説明申し上げます。議案書の25ページになります。

認定第4号 平成21年度 訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成21年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成21年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月26日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成21年度 訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、老人保健特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成21年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から3段目の老人保健特別会計の欄をご覧くださいと存じます。

決算額（B）欄、歳入1,188万7,393円、歳出751万9,921円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額436万7,472円を社会保険診療報酬支払基金及び国・道への返還金に充てるため、全額翌年度へ繰り越ししております。

なお、別冊で配付しております「平成21年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成21年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第5号について、ご説明申し上げます。議案書の26ページをお開きください。

認定第5号 平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月26日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成21年度 訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成21年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から4段目の後期高齢者医療特別会計の欄をご覧くださいと存じます。

決算額（B）欄、歳入5,821万3,497円、歳出5,819万3,197円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額2万300円につきましては、出納整理期間中に収納された平成21年度分の保険料でありますので、これを後期高齢者医療広域連合に納付するため、全額翌年度へ繰り越ししております。

なお、別冊で配付しております「平成21年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につ

きましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成21年度 訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 認定第6号について、説明申し上げます。議案書の27ページをお開きください。

認定第6号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成21年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成21年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月26日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成21年度 訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、介護保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成21年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から5段目介護保険の欄をご覧いただきたいと思います。

介護保険特別会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入4億2,201万2,557円、歳出4億1,629万1,480円となっており、収支差引残額は572万1,077円となっております。

この剰余金につきましては、全額翌年度に繰り越ししております。

なお、別冊で配付しております「平成21年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成21年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ここで、午前10時40分まで休憩をいたしたいと思えます。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、認定第7号、認定第8号の説明をお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 議案書の28ページでございます。

認定第7号 平成21年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をさせていただきます。

平成21年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成21年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付した



ところでありますが、本年8月26日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成21年度 訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、下水道事業特別会計の決算の概要を説明申し上げます。別冊で配付しております「平成21年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧くださいと存じます。

この表は、会計別決算額の総括表であります。下水道事業特別会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入2億1,860万4,684円、歳出2億1,860万4,684円となっており、収支差引額はゼロとなっておりますが、これにつきましては、一般会計からの繰入金で財源調整を行ったことによるものであります。

なお、別冊で配付しております「平成21年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上が、平成21年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の29ページでございます。

認定第8号 平成21年度訓子府町水道事業会計決算の認定について、説明をさせていただきます。

平成21年度訓子府町水道事業会計決算を地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成21年度訓子府町水道事業会計決算につきましては、本年3月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調整した上で、監査委員の審査に付したところでありますが、本年8月26日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成21年度 訓子府町水道事業会計決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

それでは、平成21年度の訓子府町水道事業会計の決算について、お手元のA4版、決算書で概要を説明させていただきます。

決算書の1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、営業収益と営業外収益を併せた水道事業の収益でございますが、1億8,226万5,346円の決算でございます。

支出につきましては、営業費用と営業外費用を併せた1億5,663万1,826円の決算となっております。この内の消費税につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

また、税抜き処理後の収支につきましては、損益計算書で説明をさせていただきます。

次の2ページをお開きください。資本的収入及び支出の状況であります。

まず、収入では、企業債と他会計補助金を合わせた資本的収入につきましては、3,080万6,608円の決算でございます。

支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を併せた資本的支出でございますが、7,660万540円の決算でございます。

なお、収支差引で不足する4,579万3,932円につきましては、欄外の一冊

下、括弧書きで記載のとおりでございますが、過年度分の損益勘定留保資金4,576万8,738円と当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額2万5,194円で補てんしております。

次の3ページでございます。

これは、1ページの収益的収支の税抜き処理後の損益計算書でございます。

まず、1の営業収益から2の営業費用を差引いた営業利益でございますが、21年度1,641万2,512円でございます。

次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差引きますと302万7,194円となります。

また、この営業利益1,641万2,512円に3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額302万7,194円を合わせた額が経常利益でございますが、1,943万9,706円でございます。当年度の純利益でございます。1,943万9,706円が黒字決算になります。前年度の繰越欠損金2,527万431円に当年度の純利益を加えますと583万725円が平成21年度末における欠損金となるものでございます。

次の4ページをお開きください。4ページから6ページでございますが、これは企業会計の決算の状況を表したものでございますので、後ほどご覧いただくことで、説明を省略させていただきます。

次に、7ページから15ページでございますが、これにつきましては、事業報告書でございます。16ページから20ページまでは、科目ごとの決算額でございますし、21ページは、固定資産の明細書でございます。22ページから24ページは企業債明細書となっておりますが、関連して25ページに償還額と未償還残高を資料として、添付させていただきました。

以上が、平成21年度訓子府町水道事業会計決算の概要でございます。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、認定第2号から認定第8号までの一括議題の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事について、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、午前10時55分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

#### ◎議事日程の変更

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第20、報告第7号、日程第21、報告第8号、日程第22、報告第9号を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第20、報告第7号、日程第21、報告第8号、日程第22、報告第9号を先に審議することに決定いたしました。

◎報告第7号

○議長(橋本憲治君) 日程第20、報告第7号、平成21年度 訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書31ページでございます。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(山内啓伸君) 報告第7号について、説明申し上げます。議案書の31ページをお開きください。

報告第7号 平成21年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成21年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告するものであります。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、8月25日に監査委員による関係調書の審査を受け、8月25日付で適正に作成されている旨の意見をいただきましたので、その意見を付し報告するものであります。

それでは、記以下の一覧に従い、各比率の説明をさせていただきます。

まず、財政健全化の比率についてであります。実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でありますので、赤字比率としては、出てまいりません。従いまして「ハイフン」表示としております。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計である国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計、老人保健会計のそれぞれについて、実質収支が黒字でありますし、また、水道事業と下水道事業特別会計における資金不足額もございませんので、赤字比率としては、出てまいりません。従いまして、この比率についても「ハイフン」表示としております。

次に、実質公債費比率につきましては、16.6%で昨年度の17.8%から大幅に改善されており、早期健全化基準の25%を下回る結果となっております。

この比率につきましては、一般会計で支出した起債の元利償還金に充当した一般財源のほか、特別会計繰出金の内、特別会計で起こした起債の元利償還金の財源に充てる目的で繰り出したとみなされる一般財源や一部事務組合が起こした起債の元利償還金の本町割合分、さらには、公債費に準ずる債務負担行為による支出など、実質的な公債費とみなされる支出額を標準財政規模で割り返した比率であります。

実際の計算にあたりましては、起債償還に係る普通交付税措置額を分子、分母のそれぞれから控除して求めるものであり、この比率が早期健全化基準である25%以上になりますと議会の議決が必要な財政健全化計画の策定や外部監査の導入が義務付けされております。

改善の要因としては、大口の償還が終了したことや新たな起債発行を抑制し、起債総額が減少していることと昨年と比較し交付税・臨時財政対策債発行可能額が増加したことが上げられます。

次に、将来負担比率につきましては、早期健全化基準の350%を大きく下回る33.5%の結果になってございます。

将来負担比率につきましては、交付税措置を加味した実質的な地方債の現在高と債務負担行為の今後の支出予定額、一部事務組合が起こした地方債の現在高の内の本町割合分、年度末で全職員が退職し、退職手当組合の負担金不足額を精算したと仮定した場合の負担見込額。これらの合計額を起債償還に係る交付税措置額を控除した標準財政規模で割り返した比率となっております。

経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道事業会計の資金不足の比率となっております。

この資金不足につきましては、先ほど、連結実質赤字比率のところで説明しましたとおり、①の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補てんしている関係上、資金不足は出ていませんし、②の水道事業会計につきましても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は出ておりませんので、それぞれ「ハイフン」表示としております。

次に、3の「監査委員の平成21年度 訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見」についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査意見を付し、議会に報告することが規定されております。

別紙として、次ページ以降に審査意見の写しを付けておりますが、これについては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、報告第7号 平成21年度 訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、説明をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

#### ◎報告第8号

○議長（橋本憲治君） 日程第21、報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書37ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告について。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

平成22年9月14日提出、訓子府町議会議長 橋本 憲治。

次の38ページをお開き願います

平成22年8月26日

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

訓子府町監査委員 山田 稔

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成21年度に係る次の財政的援助団体の監査結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査実施団体名 北訓社会教育振興会  
(1) 監査実施年月日 平成22年8月26日  
(2) 財政的援助の種目等 北訓体育館解体工事  
補助金 2,055,375円  
(3) 監査の結果

補助金に関する事務については、適正に執行されているものと認めます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第9号

○議長（橋本憲治君） 日程第22、報告第9号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

報告第9号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成22年9月14日提出、訓子府町議会議長 橋本 憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成22年7月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成22年7月12日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次の40ページと41ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、42ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成22年8月19日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成22年8月19日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次の43ページ、44ページにつきましては、先ほどと同様に説明を省略させていただきます。

続きまして、本日、追加で配布させていただいております9月分の例月出納検査結果報告について、ご説明申し上げます。45ページでございます。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成22年9月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告いたします。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成22年9月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次の46ページ、47ページにつきましては、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

この後、一般質問になっておりますが、時間が午後からになっておりますので、時間早いです。昼食のため、ここで休憩をしたいと思います。

時間の関係上、追加議案が出ておりますので、追加議案の取り扱いの協議のために議会運営委員会を開催したいと思います。午前11時15分から開催いたしますので、委員会室にお集まりください。

休憩 午前11時 9分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

#### ◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第18、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山由美子です。通告書に従いまして、一般質問を行います。

町民目線の行政サービスのあり方について、町長にお伺いいたします。

行政サービスとは、地域住民が一生涯安心して快適に暮らすことができるように、自治体が行うサービスである。子育て支援、障がい者支援、国民健康保険、介護保険、生活保護、教育、上下水道、道路事業、環境保全、消防など、町民の日常生活にかかわるさまざまな分野に及んでいて、地域最大のサービス業と言える。そして、公平・公正であり、公共の福祉に反してはならないという性質を持つ。

さて、私たちの町の行政サービスは、町民の幸せにしっかり結びついているのだろうか。町長からみたこの4年間の評価と今後に向けた課題などについて、考えを伺います。

1つ目、人口減少と高齢化、そして、財政難の中、今後各種サービスの見直しも含めて、どこに力を入れていくのか方針を示してほしい。

2つ目、町民の実態把握に基づいた町民目線のサービスが重要と考えるが、実態をどうとらえているか。

3つ目、わかりやすいサービスの周知法と相談しやすい窓口業務のあり方をどう考えているか。

4つ目、サービスマンとしての職員にどのような意識や仕組みづくりを求める考えかお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、西山議員から「町民目線の行政サービスのあり方」について、4点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「人口減少と高齢化、そして財政難の中、今後各種サービスの見直しも含めて、どこに力を入れていくのか方針を示してほしい」とのお尋ねでございます。私は、この4年間、まずは財政収支の改善と財源の確保などをめざした財政健全化に取り組み、また、町民が主役の町政運営を基本に、町民生活を後退させず、町民の幸せの実現、福祉の向上を最優先として、マニフェストの実現と各種施策の推進に努めてまいりました。

今後の行政サービスについての考え方についてであります。ご案内のとおり人口減少と高齢化といった社会構造にあります。このことの1つは全国的な問題でもあり、むしろ前向きに、少子高齢化にふさわしい政策づくりとその実現に向けた行政サービスを展開する必要があるものと認識しているところでございます。

特に「定住」と「活性化」といった視点に立って、子どもや女性、お年寄り、障がいを持った方、経済的に厳しい状況にある方も、住みやすく、この町に住んで本当によかったと実感でき、人、産業、コミュニティなど地域全体が元気になれるような行政サービスを提供する必要があるものと考えているところでございます。

また、行政サービスだけで充足できない部分につきましては、町民の方たちにも補っていただくなど、相互に補完し合いながら、サービスの質を高めていきたいと考えているところであります。

もちろん、行政サービスには財源が必要でありますので、既存事業の見直しと合わせて、各課等が所管する事業を町民も交えてプロジェクト化し、総合的かつ戦略的に実施するなど、財源の効果的な活用にも配慮し、行政サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の「町民目線のサービスが重要であり、実態をどうとらえているか」とのお尋ね

でございますが、町民の実態と申し上げても非常に広範囲に及ぶものであり、一言でお答えすることはなかなか難しい問題ではありますが、例えば、この4月から試験運行しております「乗り合いタクシー」に関して申し上げますと昨年10月の全世帯アンケートや若がり学級からの意見聴取などという形で町民ニーズを把握した上で、実施したところがあります。

また、10年間のまちづくり指針とその実現に向けた施策を示す、総合計画の策定にあたりましては、町民の方たちで構成する審議会を設けたほか、18歳以上の全町民を対象とするアンケート調査、小・中・高校生、青年や女性、各団体からの意見を伺う「まちづくりを考える会」を開催するなど、町民の意見を聴きながら策定した経過があります。

このアンケート結果を見ますと行政としての課題が浮き彫りとなっておりますが、特に、行政サービスへの満足度につきましては、60%の方が満足、24%の方が不満とのお答えでした。

また、不満要因の1つとしましては「住民の声が行政に反映されない」「役場の一方的な行政」ということも読み取れる結果となっております。

議員ご指摘のとおり、町民の実態把握に基づいた町民目線のサービスが重要であることにつきましては、私自身も同感でありますし、この4年間、職員への指導も含め、このことを基本に町政運営を進めてまいりましたし、これからもこの姿勢を崩すことなく取り組んでまいりますのでご理解賜りたく存じます。

3点目の「わかりやすいサービスの周知方法と相談しやすい窓口業務のあり方をどう考えているか」についてでございますが、住民の権利として発生するものなど、例えば福祉の給付などは行政サービスとしては一線を引かなければなりません、これらを含めた町で行う多くの事業の紹介や周知の方法の現状をご説明いたします。

現在、行事等の周知は、その時々に行われる各種の、例えば検診や講座、イベントなどを「広報」や「町からのお知らせ」、さらには「まなベル」などを通じて広くお知らせしてきているところです。当然のことですが、これら個々の事業ごとに担当部署や連絡先は明記しているところでございます。

内部において、概ねの年間行事等は把握しておりますが、事業ごとに内容や日時が未確定であることや必ずしも毎年同様の事業でないことなどから、その時期に合わせて広報等で周知をしているところでございます。

後段部分の「窓口業務のあり方」につきましては、自治体によっては、主に手続きを中心とする総合窓口を設けているところもございますが、自治体ごとにその内容も違い自治体の規模により必ずしも合理性があるとは言えないのではないかと考えております。

本町の場合は、人口規模も小さいことから、総合窓口や住民の方々が「何を聞きたいか、どこに行ったらいいか」などわからない方などに対して、特定の案内窓口は設置してありませんが、役場に来られた時の最初の入り口として、どの職員も状況をお聞きして必要とする部署に親切にご案内できるよう配慮しているところでございます。これに関連することは、前回の上原議員の一般質問でも職員の対応としてのご指摘がありましたように、最終的には職員個々の対応に頼る部分が多くありますので、住民に対する対応について、気遣いや親切さなど、全課、全職員ともどもさらに努力してまいりたいと思います。

4点目の「サービスマンとしての職員にどのような意識や仕組みづくりを求める考えか」



についてであります。職員は民間企業のサービスマンとは異なる性質、職業ではありませんが、私が職員に常々申し上げているのは「住民の視点に立って物事を考える」ことでもあります。さらに質を高めた対応としては、公平、スピード、住民を知ると言ったことも付加されるもので、それなりの知識、経験、努力といったものが必要であると考えております。

しかし、これは職員個々の個性や資質というものがああり、なかなか難しいもので一朝一夕にはいかないものであり、仕組みづくり以前に、前段でもご説明しましたように、人や周りに対する気配りや思いやりに対する意識をさらに育てなければならないと考えております。

以上、お尋ねのありました4点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） それでは、項目に従いまして、何点か再質問させていただきまます。普通の町民だった私が、行政の仕事に関わるようになって3年半が経ちます。さまざま私たちの町で行われている、安心して暮らせることが職員の仕事から成り立っていることがすごくよくわかったのですが、逆にとてもわかりづらい行政の仕組みで、仕事の財政的な面もすごくこの3年半、何て自分は頭が悪いのかと思うくらい悩まされた時期もありました。その中で私たちの町のいろいろな計画があり、総合計画に基づいて実施計画を立て、本当に計画的に進めているのですが、その時々行政サービスという言葉が出てきます。そして、私たちの町政は今、6課2室31係、これは21年4月からそのように変わり、あと教育委員会、それから監査委員、農業委員会、町水道事業、消防、議会です。そのように担当がある訳ですが、果たして、行政サービスというのは、一体どのようなことなのかということです。きっかけとしては、わかりやすい行政サービスを伝えてほしいという、ある町民の方からの問いかけから始まったのです。私もまずは職員の方3人ぐらいに「あなた方の係で行政サービスと思われるものを箇条書きしてもらえますか」と聞きましたら、皆ぎょっとした顔をして、すごく膨大だということを知られたのですが、私が求めていたり、町民が求めているのは、全部の仕事を言っているのではなくて、必要としている行政サービスがどのようなものなのかということをやはり知りたいというところからきていると思うのです。それで、先ほど言った、6課各係の担当事務を見てみますと本当にたくさんの仕事がある訳です。今ここで、私個人的に行政サービスを別な区分け方をしてみました。というのは、仕事の内容として、1つ目は、手続きの事務的サービスがあると思います。これは各課共通してあると思います。

あとは、2つ目として、施設使用サービス。各公共施設を利用している町民の方たちのサービスがあると思います。

それから、制度サービス。これは主に、福祉などが多いと思いますが、町民が関わられるのが、この3つかと思います。

そのほかの公共サービスとして、自分がもう少し力を入れてほしいと思うのが、先ほど言った、相談サービスと広報サービスです。

再質問になりますが、この2つ目の施設利用サービスについてお伺いします。

各実施計画の中に今後、将来的に財政難の中、公共施設が指定管理者制度を含め、検討

中と計画の中にたくさん書かれています、どの辺までそれが検討なされているのか内容をお知らせ願います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 施設サービスを特に重点的にお聞きしたいと西山議員が行政サービスの中身の整理をしていただきました。手続きの事務サービス、施設サービス、制度サービスと。私自身は大きく分けしますと行政の役割と言いましょいか、分けとしては、保険行政、文化教育行政、産業行政の大きく役場の仕事、行政の仕事の分けを大きく言うと4つのジャンルがあるのではないかと思います。それぞれに今言われた手続きのサービス、あるいは施設、それから制度自身のもっているものがあると思います。私たちは、あとでまた再質問が出るとありますが、サービスマンと言えるのかどうか。ここはあとで、いずれかの機会に住民自身は、サービスの対象ではないことを私はそう思っています。まさに主権者であります。サービスする側と受ける側というよりは、むしろ権利な訳です。それは、憲法や自治法やさまざまな法令に基づく権利を受ける方たちが住民でございいますから、サービスをする側がどっちかといったら主体ではないと考えますとあまた多い憲法やさまざまな法令に基づく住民自身の権利を執行する仕事が、私は役場職員と思えます。その中で今、言われた施設利用サービスについて、例えばどこまで検討をしているかは、このサービスは直営方式の町が直接行うサービス。それから委託サービス。それから第3セクター等のある意味では、法人形成等のやり方もございいます。それから最近、自治法等の改正によって出てきた指定管理者制度がございいます。これらの中で、冒頭申し上げた3つについては、ほぼ多くの事業が行っている。今、私どもの町で早急に検討しなければならないことをご提示申し上げたのは、例えば、温泉であります。温泉の指定管理者制度等についての導入は、いかななものかということで、再三、佐藤議員から質問がありまして、私のほうでは、現状の北見や端野の状況等を考えても、今の町営温泉等については、指定管理者制度に現状としては、受ける業者を含めて非常に厳しいものがあることで料金等も含め、推移を見守りたいということで、現在も継続しているものでございいます。そのほかに例えば全国的にみますと図書館や公民館等々のあるいは保育所も委託や指定管理者制度にしているところが、かなり広がってきている状況は、事実でございいます。その主な理由は地方財政を取り巻く財政問題であります。これは私自身がもし次期引き続き町政を担うということになりますとこれらの財政問題を中心とした公共サービスの施設管理等のサービスの委託あるいは指定管理者を当然検討しなくてはならないと認識しておりますが、しかし、私は地方自治体が責任を持たなければならない福祉や教育は、指定管理者というよりは、地方自治体が責任を持って運営をすべきものと考えておりますので、現時点では、他にみられているような福祉施設やあるいは福祉サービス、それから図書館や公民館などの社会教育施設等での指定管理者の考え方については、現時点では全くもっていないというのが状況でございいます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 少しまとまらない質問で申し訳ありませんでした。今、絶対、福祉、教育に関しては、指定管理者制度は考えていないと強いお答えをいただきましたが、実際問題、行政の手を離れることが町民の立場に立って、行政サービスにどれぐらいの影響があるものなのか。少しその点、簡単、大まかでいいですので教えていただきました。

いと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 例えば、今、国で検討されていることで例を挙げていいでしょうか。それから近隣というよりもあまり管内ではいい話ではありませんから、少し十勝管内のほうの話を含めてしたほうがいいでしょうか。例えば、日本の社会において、長年、戦後教育の幼児教育に幼保一元化という問題がありました。私の町は昭和53年度に幼保一元化の一部事務委任を教育行政に行いながら、幼稚園と保育所の一元化を図ってまいりました。これを前政権の中では、認定こども園という形で新たな制度を設けてございます。今、民主党政権になって幼保一元化がマニフェストの中で掲げております。これは、認定こども園よりも、もっと民営化を私は進めていく考え方がどうも出てきているのではないかと思います。それはある意味では、自治体が責任を持つというよりは、親が保育所、幼稚園これは民営の保育所も含め、ある意味のパウチャー制度です。契約を行う。今の状況では、権利として保育に欠ける子どもたちを措置することが基本ですから、親や子どもが病気になったり、夫婦共働きの場合については、これは自治体、市町村が責任を持ち、その子どもの保育に責任を持つ訳です。基本的にはです。しかし、新たに検討されているのは、今、待機児童が数万人とかっていう状況ですから、その基準を緩め拡大し、そして保育所の認定を緩め、例えば、設置基準等も何人の園児に1人の保育士と決められています。それもかなり緩和しながら、むしろ、直接保育所を運営している方と親とが契約する。すなわち今だったら何かあった時には、うちで言いますと教育委員会の保育園あるいは教育委員会に申し出をすれば即刻、子どもをよほどのことがない限り預かり、保育をする責任を伴います。しかし、ある意味では、新しいこども園等々、それから指定管理者等々については、例えば、指定管理者だったら、5年間だったら5年間の中で、ある一定の法人なり業者と自治体が契約を結びます。いくらお支払するか。あるいは払わないで、もっと儲けてくださいということです。5年間離れますから、それは基本的には、地方議会や自治体はその5年間については事故等々の問題がない限りはあまり口出すことはできないと言ったほうが正論ではないでしょうか。このような状況ですから、地域の人々の生活や福祉に地方自治が責任を持つことから一步、私は後退するのではないのか危惧を持っております。良い悪いは別です。例えば、十勝管内池田町あたりは、保育所の民営化を積極的に進めてきております。これは財政的にも大変ということもありますから、福祉法人に委託し、譲っていく。今いる保育士が民間に行く人が嫌な人は、嫌というか希望しない人には、一般事務職や福祉職員として、行政にそのまま残ることができますが、民間に持っていくことを積極的に行われております。これはもうある意味では、財政的な問題と言ったほうが私はいいと思います。しかし、民間だから夜の保育やいろいろなことができるという状況も一方ではよしとされています。しかし、これは子どもの生活、健康や成長の問題等々を含め、総体として考えるならば、私はこうした民営化あるいは指定管理者によって福祉や教育を他に委ねることは現時点では差し控えるべきだというのが基本的な考え方です。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 町政を担う代表者である町長の考え方いかんで、やはりこのような制度も変わりつつあることです。今、訓子府町の場合の子育てでいろいろな支援、事

業が充実していることは、町民もそれから町外の人たちも認めるところですが、これがどんどん少子化が進んでいき、一体、これがずっとどこまでこの安心できる子育てというのが続けられるのかということを経期的に考えるととても不安になる訳です。それで福祉、教育は今のところ安心とわかりましたが、その他の一般町民が行政サービスとして、各施設を利用している訳ですが、それに関して、例えば、公民館なり町営プールもそうです。図書館、各地域集会所も含め、優先順位として、一番先に財政の健全化を考えた場合、行政の手から離す計画は具体的にはあるのでしょうか。町長が今政権を担っている間のことで結構です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私は幼児教育なり子どもたちに関する行政支援については、まだまだ不十分と考えております。いずれ学童の放課後対応やあるいは医療費の問題などをもし2期目ということになりましたら、当然考えていかなければならない総合的な政策ということは何度もお話申し上げているところでございます。しかし、一方で先ほどの議案説明の中で、実質公債費率が今16.6%となり、健全化に向かっている。しかし、管内ではまだまだ高い。そのような状況の中で施設利用について、上げるか上げないかは、全体の財政バランスの中で、町民に提案していかなければならないと思いますが、最近の新聞で見ているのでは、北海道新聞と思いますが、北見市が統合した後、北見市と近隣3町村の施設使用料のばらつきの問題が確か出ておりました。そして、来年からは高いほうに合わせる。大体そのようなことだったと思いますが、私は即座に社会教育課長を中心にして、その使用料を私どもの町の使用料とどれだけ違うか検討をしていただきました。1点だけうちのほうが高いと思うのはありましたが、ほぼ、公民館、プール等々含めて、合併後、北見市の来年度以降の使用料は本町よりも高いことがわかりました。このことは、単純に北見市がだめだとかいいとかではなく、現状として、私どもは無料に戻すことはできませんが、現時点で、使用料は現状のまま推移を見守りたいのが実感でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） わかりました。2番目の町民の実態把握に基づいたサービスについてなのですが、先ほど町長がおっしゃいました乗り合いタクシーについて、これは確かにまちづくり委員会から端を発し、各町内会に説明したり、アンケートをとったりし、町民の登録者数も256人と、とても期待している事業なのですが、気になる点は、この1年間の試行運転は、何のためにしているのか。実際、どのような人がどう利用されるかが目的だとは思いますが、やはり、利用者の中には、午前中乗れないとなかなか実績が上がらないことも出ていますが、この乗り合いタクシーで4月からの試験運転による現在までの状況を教えていただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（森谷清和君） 乗り合いタクシーの試行運転における現在までの実績でございますが、この8月末までの状況であります。利用登録者数で256名。それから利用状況ですが、述べ142回になっております。実際に利用されている実人数で申し上げますと20名の方が利用されていることになっております。また、年齢的には、すべて60歳以上の方が利用されておまして、平均年齢で申し上げますと82歳程度の方が利用されているとのことで、回数で142回ということですので、5カ月で142回と

いうことは、月平均30回程度利用されている状況です。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 利用されている方から、実際、利用した上での声などは、そうどのように伝わっているのかということも1点ともう少し残っていますが、試験運行期間をみた上で、来年度からは、例えば、最初の計画を各地域で説明していただいた8時から5時までの運行が可能なのかどうか。その目安と予定などをお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（森谷清和君） 利用者の声ですが、実践会地区からであれば500円で利用できるため、料金的に安価で済んでとてもいいというご意見、逆に年金生活のため、往復500円前後にしてほしい。それから利用されていない方も結構おりますが、将来的には利用したいという方が、現在利用していない方の7割以上が将来的には利用したいとの声をいただいております。

また、ご質問にありましたように、午前中あるいは遅くとも午後1時ぐらいから運行してほしいとの声もあります。午前中の運行に関しましては、訓子府ハイヤーが運行主体となり利用しております。その辺、ハイヤー利用との関係もございまして、非常に午前中からデマンドで運行する点について、今話している中では、非常に難しい状況がございまして。ただ、今2時から運行しておりますが、1時から運行することも今、訓子府ハイヤーと折衝しているところでございまして。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 私も近くの高齢者の方にお話を伺ったのですが、例えば日出地区ですとバスは300円で行くので、乗り合いタクシーは500円だから、いざという時のために登録はしているがと少し不満をもっていました。要するに高齢者の方たちは毎日のことや、病院に通ったりする毎月のことであり、その100円、200円がとっても重たいということもありますし、ある方は、バスで帰ろうと思ったら、1時間の待ち時間があつたから、登録しているので乗れると思い、乗り合いタクシーに行ったら予約しないと乗れないと言われて、1,200円払ったという話もあります。その辺は、まだ周知が徹底していない部分もありますが、せっかく新聞報道もされて訓子府町は乗り合いタクシーでいきますという意気込みだったのが、例えば、来年度に向け、午前中ができないというのは、この試行運転が一体どのような意味があるかと疑問ですし、町費をそこにどの程度負担すればそれが実現可能なのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（森谷清和君） 利用されている方の地域別の利用状況でみますと日出地区は、バスが並行して走っていますので少ないのではないかとということでしたが、路線沿い以外の日出地域の方も、これは7月末までで10回ぐらい利用されていることで、市街地区の方は少ないかもしれませんが、実践会地区は結構利用していただいていると思っております。それから、午前中の運行ができない点につきましては、現時点では、なかなかハイヤー会社の営業で一般のハイヤー利用の顧客が減ってしまい、デマンドに移行してしまうようなこともありますので、ハイヤー会社の経営にあまり悪影響を及ぼさないようなことでいろいろお互いに相談し合っているところなのですが、残りあと半年ありますので、その中でも協議を進めていきたいと思っておりますが、いかんせん会社の経営も重視しなけ

ればなりませんので、そのことも考えながら、検討していきたいと考えております。ただ、月平均で30回程度の利用は、これを少ないのではないかとみられる方もいらっしゃるでしょうし、逆に先ほど言いましたように高齢者の方の足の確保という点では、非常に利用している方にとありがたいサービスになっていると思いますので、その辺、これから検討するように考えていきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 1年間やって少なかったから辞めますということには当然ならないと思いますし、それだけ今後利用したいとの期待の声がたくさんありますので、ぜひその辺、業者の方と十分な検討をして、継続を願いたいと思います。

もう1つ、ごく最近のことで敬老祭は、私たちも町からの提案でいろいろ協議しましたが、10日に従来と違う形で行われましたが、町長、反響はいかがでしたでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 改めてちょっと戻していただいて、デマンドタクシーをやるとお約束をさせていただきました。そして、訓子府ハイヤー会社が倒産しないように民間と共存しながらまずはやりたい。そのためには協議して、午前中はハイヤーのお客さんが多いので、午後からだったらその期待に応えたいとのことがございましたから、まずは1年間やってみましょう。それから、その点でいうと予約の25名が多いかどうかということは別で、私は大変好評と思っています。これからの問題として、午前中の部分で、高齢者、足のない人たちが利用することに対して、例えば1,200円かかったら、700円かどうかは分かりませんが、それを補助できるかどうかも含め、民間にご迷惑をかけない中で、どこまでできるかの検討を、この試行期間の中で、やらなければならないと私自身は考えております。もう1つは、8月17日からスクールバスに町民が乗れるようにさせていただきました。すなわち町で一般的に行政が行っている車の確保については、かなりの部分で前向きに前進してまいりましたので、そうした状況も踏まえながら、それに欠落している部分等々も含め、私どもが応援できる範囲をこれからきちんと来年度に向け、検討をさせていただきたいというのが考え方であります。

それから、敬老祭であります。過去3年間ほど、対象者75歳以上の人たちを全部集め、いすに座っていただき、余興などを見る。お菓子とワンカップ、ジュースだったかは忘れましたが、それを持ち帰っていただく。ある意味では、人数的な面と2時間も座っているということの苦痛、それからマンネリ化に対する不評がございまして、老人クラブ連合会を中心として、その中身を検討していただきました。いろいろあると思いますが、まずは節目年の75歳、喜寿、米寿等々を含めた人たちを対象にし、3百数十人に案内しました。およそ130人ですから3分の1強の方たちに出席をしていただきました。ターンテーブルと丸テーブルに座っていただき飲食をしていただく。私自身が全部のテーブルを回ったところでは、非常に良かったという感想でございました。私どもの福祉保健課職員が全テーブルに回り、今回の方式はいかがだったかを聞いて、今、集計やまとめておりますので、これは、私はいくぶんの改良点はあるにしても非常にある意味では、好評だったと認識しています。ただ、足の関係で言いますとお一人の方からスクールバスで送迎をしていただけないかとの意見もありましたが、あるところは民間で出している。あるところは家族が送り迎えをしているなどいろいろあり、農家の忙しい時期に送ってもらうのは大

変ということでしたから、過去のお話もさせていただきました。ただ、1年に1度のことでですから、地域かご家族の方が両親や祖父母のために送り迎えを一度していただくことも私は大事な観点だと思えますから、ここのところは、どっちが良いか悪いかは別としても、内部で今検討をしているところですが、今後に向け、検討しなければいけないと感じているところです。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 突然、敬老祭のことを聞いたのは、先ほど乗り合いタクシーのことでお話を伺っているうちに敬老祭に対して、不満を持っている方がおり、一人ひとり全部の方が満足するサービスは、なかなか難しいのですが、確かに町長がおっしゃったように出席した方は、本当にいままでと比べたらとっても良かった、楽しかったという声も聞きました。やはり年齢で切られたことで毎年行って楽しみにしていたのが行けないのは、皆の税金でやっているのに、何で不平等ではないのかととらえる方がいらしたのも確かです。その辺、やはり町民側からするとそのようなとらえ方をすることも決めごとの時は、考えなければいけないと思い、それで今伺いました。確かに最初におっしゃったように、この小さな町ですが、町民の実態を把握しながら、制度を充実させていくのは、とても難しい仕事だと思います。今、全国的に大きな都市になればなるほど実態把握は、本当にもっともっと不可能に近いものとなってくる訳で、私たちの町はまだ、その面ではまだ見える距離にあるので、ぜひこれは職員の方々は、それぞれの仕事の中で、実態を把握したものをお互い連携し合い情報を共有することで、そのような仕事に結びつけてほしいと思います。

3つ目の相談業務についてですが、私もこの相談は、総合相談を設けたほうがいいのかどうかすごく私が担当する訳ではないので迷いました。職員の方といろいろな相談のことについてお話していた時に、やはり、むしろここは相談窓口があればわかりやすいこともあるが、全職員はやはり町民に対してたくさんの情報を持っているプロですから「今入って来た町民の方が、今どこの窓口に行って、何をするのか」を皆で意識を持って仕事に向かっているならば、うろうろしていたり、役場に来れない人たちの様子をきちんと把握していれば、皆が相談員になれるのではないかと思います。この規模でいくとそのようなことになると思っています。今、私たちの町では福祉なんでも相談室が、一番業務の中では、わかりやすい課としてありますが、その室長ともお話した中で、やはりここが相談室と看板掲げて果たして皆が来るかどうかもありますし、相談を受けるほうがやはり町民のことを良く見て把握していくことで解決するのではないかということもあります。結構、いろいろな相談がありますという話も伺いました。そこら辺の意識をもっと高めていただきたいと思います。広報に関しては、1番最初のきっかけとして、住民サービスをもっとわかりやすく一覧表にしてもらえないかという声があった訳ですが、行政サービスは、行政マンのやることが全て行政サービスになるのはわかりますが、全町民が共通するようなことを抜き出し、一覧表としてわかりやすくしてほしいことをお願いしたいと思います。そのことは可能でしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 少し答弁がずれるかもしれませんが、かつて千葉県のある自治体で、すぐやる課ができました。うちの町でも町民の声をきく課をつくった経緯があります。

何年か推移していましたが、それはその時代の中で大事なことと思っておりますが、結局、反省ですが、結局は原課に来てもらったほうが早い。小さな町は、窓口に行かなくても下水道のことで相談したいと言った時に、総合窓口よりは、何番のあそこに行ってください。うちで言ったら、竹村課長がおりますというほうが早いのではないかという点では、総合窓口のメリット性と瞬時に対応できる点での今の方式がどちらがいいかは、一長一短ありますが、そのような経過の中で、うちの町は総合窓口を今置いていないということです。それから私のところには、それぞれの課で町民が来て苦情、相談、全部入ってきます。相当の件数がそれぞれの課でいろいろな相談をあるいは苦情を含め、きていることがよくわかります。それは、どのように対応をしたかも含め、私のところには入ってきますから、逆に返したり、このようにするべきではないかと付箋を付けたり、あるいは来てもらったりということもやっていますので、それは先ほど、福祉なんでも相談の話もありましたが、同様にかなり全課にわたっていろいろな相談がきていることであります。それから一覧表をわかりやすくすることについては、行政サービスの一覧表のファイルをかつて作ったような記憶があるのですが、例えば、戸籍はこの窓口に行ってください。そうするとこのようなことがありますなどのことが載っている冊子ができるかどうか、これは全国の先進事例もみながら検討させていただきます。今、西山議員がおっしゃるようなわかりやすく、そのようなものがあれば、各戸に配付できることやそれが本当に有効なのかどうかということも含めて、もう少し勉強させていただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 悩み事や相談事は、各家庭で何か問題が起きた時に自分たちで解決できない、これを行政で受けると少しはやわらぐことがあります。それは、介護、障がいに関しても自分のうちで起きた時に、どうしたらいいのかということですのでごく戸惑ってしまいますので、各家庭に大まかでいいですので、全部書いてしまうとまた読まないこともありますので、皆に関わることで、例えば生まれること、子育てのこと、働いている間のこと、老後のこと、あとは亡くなった時のことなど、やはり緊急事態でもそれを見たら、例えばここに連絡すればいいとわかるだけでもずいぶん違うのではないかと感じましたので、少し検討してみたいと思っております。

最後に職員の意識は、何回かいろいろな機会に皆さんからも出ていると思っております。例えば、基本的な行政サービスの一番の入口があいさつです。これは社会人としての常識ですから、皆さんも当然おわかりだと思います。まず、町民に先駆けをすることです。あいさつとか言葉がけを先にする意識を少し持つことで、ずいぶん違ってくるのではないかと思います。訓子府の役場は、とってもしんどいので、誰か一人入ってきても、あまり誰も見ていないことが多いのですが、町民の方が入ってきた。その人は、どこに行くのかということ課長クラスの人でもいいので、誰かがやはり認識し、会ったらやはり自分から先駆けすることをやはり徹底することが大事なのではないかと思います。

町長が19年度、町長になった時、最初の町政執行方針に書かれていましたが「町政の主役は町民であり、役場はまちづくりのための行政サービスを企画し提供し、町民を励ます専門のサービス業と考えている。町長や職員は、町民の幸せを願いその実現を喜び汗して働く役目だと再認識している」と書いてあります。ここをもう一度原点に帰り、私たちの町がもっと暮らしよい、町民と職員が信頼のおける関係であるように願って、私の質問



を終わります。

○議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで午前2時5分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時 5分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、9番、上原豊茂君の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 9番、上原です。通告書に従いまして、私の一般質問を進めてまいりたいと思います。

1点目は、庁舎の空調設備の改修についてであります。

現在の庁舎は、平成13年に22億6,201万円で建設されたものであります。当時の英知を集め、町の将来展望を持って出来上がったものであり、同程度の自治体の中では、屈指の庁舎だと思っております。

この密閉型の庁舎においては、空調施設は、その空間環境を良好に保つためには、大切なものと認識しています。建設費の中で、冷暖房設備と空調換気設備を合わせると2億7,877万で事業費の12%を超える金額になっています。

平成20年冷房施設の故障により、大・小の扇風機で夏場をしのいでいるのが現状であります。町の財政状況からの選択だと思いますが、職員数減の状況で個々の能力を100%を超える発揮を期待する立場からしますと職場の環境への配慮も必要だと考えております。

町民の声として、庁舎内環境の指摘もあり、これからのことも踏まえて、現状認識と対応について、町長の考えを伺いたいと思います。

1点目、現状で職員の健康及び事務的能率に影響はないのか。

2点目、現況改善の考え方について。

3点目、早急な対策をできないとすれば、将来的な対策についての考えを伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「庁舎の空調設備の改修について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「現状で職員の健康及び事務的能率に影響はないか」についてでございます。今年の夏は全国的に平均気温が平年に比べ高く、特に8月は猛暑日が続くなど観測史上最高気温を記録したことは報道でもご存じのことと思います。これは、本町においても例外でなく、6月から8月の3年間の平均で2～3度上がっております。さらに、庁舎内においては気密性の高さもあり、1階で外気温に比べ約2度、2階ではさらに2・3度、教育委員会管理課ではさらに1・2度は常時高い状況であり、来町する住民の方々や委員などからも苦情をお聞きしているところでございます。

このような状況から、熱中症が原因と思われる発熱や頭痛などを患った職員が4名いま

した。業務面では停滞するまでには及ばず、また、指標として表すことはできませんが、暑さによる業務効率の悪さは多少なりともあったと考えられます。

2点目の「現況改善の考え方」と3点目の「早急な対策ができないとすれば将来的な対策の考えは」についてでございますが、庁舎の冷房装置の破損については、議員もご存じのとおり平成20年6月に発生したもので、廃液の処分を含め、その修理に1,000万円程度を要することを議会にも報告させていただき、発生当初は、冬期間の暖房にも影響があることから、最低限暖房装置は稼働できるように修繕を行ったところでございます。

その年は、夏場の暑さをしのぐために工場扇や冷風機などを購入し、さらに乳幼児対象の事業で使用する「うらのふれあいホール」やコンピュータ室にエアコンを設置したところです。

本庁舎は、気密性を確保するために通風用の窓がないなど庁舎自体の構造的な問題から室温を下げるのが難しい状況であり、今年の暑さのことを考えると来年度に向けて冷房装置を稼働させる方向で検討していきたいと考えているところです。

しかしながら、冷房装置を稼働するにあたり1つ問題がありまして、実質3年間にわたり冷房装置を止めていたことから、冷房装置や配管の劣化などの専門的な調査が必要であり、現段階では既存の設備を修繕して、再稼働するかどうかはわからない状況ですので、今後調査結果によりその手法も含めた方向性を決めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えさせていただきましたので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 町長から今、私の質問に対する回答を得ました。来年度に向けて稼働をする方向で検討するということでもあります。

私どもは、たまたま議員研修の中で、沼田町に行かせていただきました。ご承知のとおり、雪を利用したエネルギーということで、先進的な取り組みをしているところであります。もちろん当町とは違いまして、年間積雪が11mという条件もありますし、さまざまなその地域の状況を克服するための1つの対策として、取り組んでいると説明をいただきました。ある意味では、寒い冬場、雪が降る点では共通している訳でありますし、最近、かつてとは違い、集中的な豪雪もあります。そのことを考えますと排雪した雪の処理を今年はしなくてもいいということはある得ない訳であります。たまたま雪像を作るのに雪を集めてくるのが大変な年もございます。うちの町として、たまねぎの皮を利用した新エネルギー対策の取り組みもしております。ここで1つ長期的に考えますと先ほど申し上げました沼田町で取り組んでおられるような、冬の寒さを利用した雪の活用、雪エネルギーの利用も考える必要があるのではないのかと思います。もちろんエコの問題等もありますし、この沼田町で得ました資料によりますと雪1tが石油約10ℓに相当するエネルギーになると記載されておりますし、温暖化対策については、CO<sub>2</sub>の排出を28kg制御できるのであります。これらを考えますと将来的ないろいろな状況でどのように変わるかわかりませんが、温暖化で万が一東京のような環境になると考えた時には、二の足を踏むようなことがあると思いますが、現状を踏まえて考えるのであれば、雪を使った冷房システムの取り組みも大切ではないかと思う訳であります。この辺についての先ほど町長が言いました現状の設備を利用できるかどうかわからないということも踏まえて、新たな対

応策として、そのようなことも考えてみるという方向があるのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（佐藤明美君） 今、利雪、雪を利用する制度的なもの等のお話、エネルギーの関係であります。これは何年も前からその関係はありました。今、現状でうちの冷暖房施設、特に冷房施設と合わさった考え方の部分では、今もっておりませんが、仮にそれは別々にそのエネルギーやCO2の削減など、多少コストがかかってもその方向に行くという考え方の部分で、たまたまそれを利用する施設として、町のこの役場が合体と言いますか、便乗できるような形であれば考えられるかもしれませんが、今時点の現状で役場の冷房コスト部分で考えれば少し難しいと思います。例えば、雪を冷房システムに使う部分になれば、大きなピットを利用し、そして配管をして、それなりの設備にすることは、建物だけで何千万円か何億円の単位がかかるのではないかという気はしておりますので、単純に今の冷房を直す関連性の部分でいけば直接には少し結びつけるのは難しいと思います。ただ、今後、そのような形になってくるとすれば、自然、水を利用するような形になり、モデルケースと言ったら変ですが、そのようなことが前向きに進むようになれば、そのことも考えられる感じで受け取っております。いずれにしても、今、庁舎の冷房だけ考えれば、今の部分ではかなり難しい状況であり、それを今の条件に直せば、数千万円単位がかかるような形になるかもしれませんが、それ自体も難しい状況と考えれば、その利雪、エネルギーの関係と結びつけた場合には、まだ経費がかかることもありますので、単純にはこの庁舎の冷房とその利雪などのエネルギー関係とは、結びつけることについては、まだ考えてはいないような状況でご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 新しい取り組みに対する経費等々も考えれば、いろいろな問題も出てくると思います。たまたまこのような提案をする理由の1つとして、今まで、菊池町長が行政を担当してから、いろいろな交付金等々も含め、その最大利用に取り組んだことで事業の前倒しをしてきた。今後、そのような面からすると絶対必要な事業に対してどう取り組むのかをそのことによって、うちの町の業者が仕事を確保できるかの視点も含めた展開が望ましいのではないかと私は考えた訳であります。その意味からして、いろいろなことをあえて考えれば、単純に今の施設を新たに修繕するとまた同じようなことが起きることを想定すれば、絶対的な自然のエネルギーを利用して、そのような心配もない点からすれば、メリットがあるのではないかと考えたところであります。本来の庁舎部分から外れますが、例えば今、庁舎と公民館が合体しているなどいろいろあります。将来的なその施設の改修等々も入ると思うのですが、先ほど課長が今の段階で、これと結びつけることは非常に難しいと回答をしました。であれば、庁舎以外の施設も含め、そのような点での取り組みを思考することもあるのかどうか。その辺のお聞かせいただきたいのと先ほど町長の回答の中で、4名の多少なり健康被害を受けた職員がいるとのことでもあります。これらの人たちの状況については、短期間で回復したのかどうか。その辺も含めてお聞かせをいただきたいと思います。

○総務課長（佐藤明美君） 今の公民館と庁舎の施設の関係で例えば、ほかの外部施設の部分には利用できないかのご質問のまず前段の部分ですが、これについては、今、この利

雪、雪の寒さということではなく、例えば、ソーラーパネルなども考えられる訳で、小さなものでは試験的にやることは、今、技術的にはかなり進んでいるので、かなり大きな施設でもソーラーパネルを付け蓄電、発電といいますか、そのようなことができる状況にはなっております。そのことで、たまたま北見市は、住民に対して補助していますし、質問にもあったように、公共施設でやる部分については、今の段階では頭の中にございませんでしたが、今後、その部分は、徐々にエネルギー、ソーラーパネルに限らず出てくる可能性はあるのではないかと考えております。検討する余地はあるのかと思っています。する、しないは別ですが、そのようなことは、ただ、今の時点で単純にコストパフォーマンスとして考えれば、それだけをかけてコスト分を何年で回収できるなど技術的な問題もまだ課題としても残っているものですから、それがどこまで町の方針として取り入れるかは今後出てくるのではないかと考えています。

それと町長のほうの返答でございましたこの暑さによると思われる部分の4名は、倒れたのではなく、そこまで大げさでないですが、暑さによって熱を出したなどの部分については、病院には一応行ってもすぐ回復したという状況で、大事には至らなかったことで、ご理解していただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 基本的に庁舎は、来年度に向けて冷房施設設備を稼働させる方向で進めることですから、今、回答いただきましたような職員の健康被害等々については、安堵したところであります。ぜひそのような意味ではいろいろな批判もあると思いますが、この庁舎内に頻繁とまでいきませんが、たまたま出入りする私どもにしては、職員の個々によって違いますが、職員の健康や業務の能率の問題は非常に気になっていたところあります。ぜひそういう意味では、そのような環境整備も含め、1つの明るい庁舎内で明るい職員、先ほど西山議員から求められていましたような、十分な住民へのサービス業務も含め、笑顔のある庁舎になることだと思いますし、そのような形で整備していただきたいと思います。

また、先ほどありましたことと外れますが、新エネルギーの取り組みについては、ぜひ将来的な展望を持ち1つの方向を示してもらいたいと思いますし、今後についてもその辺についての検討と情報収集含めた学習を職員の中でも高めていっていただきたいと考えております。もし、このことについて何か全体をともし将来的な展望も含め、町長の考えがあれば、先ほど、もし来期もという話がありましたので、そのようなことも含め、将来的な展望があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（佐藤明美君） 町長の展望の前に若干名、一番最初の前段の部分のお話ですが、これは誤解をされないように、再度確認の意味で言わせていただきますが、できれば、今回このような暑い年でしたから、冷房装置については、来年回復することで予算を計上していきたいと思っておりますが、その中間の「しかし」という町長の言葉が一番最後にあったと思うのですが、3年間使っていない部分で腐食性の液体が残っている部分があり、それを稼働した段階でほかの部分の故障や機械自体が動くかどうかを調査しなければならぬ部分もありますので、もしその部分が、まだほかにも悪い部分があるとすれば、相応の金がかかるという状況です。今、財政健全化プランなどによる財政状況にもよ

りますが、それによって何千万円単位か、何百万円か何十万円か、何百万円か何千万円かかなりやっていくかの方向が違うと思うのですが、その調査によっては、なかり難しい状況に陥るかもしれないことだけで、すぐできるようなスタンスではなく、難しい状況になるかもしれないことをご理解いただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 庁舎の冷暖房のことに限って申し上げますと私の記憶でも1,000万円の金をかけ、冷房装置が本当に必要なのかという雰囲気は私があったと記憶していますので、確かに温暖化の状況の中で、30度を超えるのが1カ月にも及ぶという状況の中で、その議論を超えてやはり冷房が必要なのかどうかは、もう一度議会の皆さん方にもご意見もいただきながら、もし今の設備を直すことが可能としたら、一体、調査も含めてどのぐらいかかるのか議論をし、資料も提案しながら、23年度予算に向け、これは骨格になるのか規定予算になるのかはわかりませんが、いずれにしてもこれからの予算の積み上げの中で、考えていかなければならないと思っています。関連して、冷房だけではなくて暖房も含め、雪を使い、雪解けや氷、雪の氷解の温度を利用して冷房装置ができないかは、西田沼田町長は、私の社会教育の同期生でありますから、よくいろいろなお話や情報提供をいただいています。今、総務課長が申しましたように基本的には石油エネルギーから、自然エネルギーにシフトを変えていかなければならないことは必ず出てくると思いますので、これはコスト面も含め、庁舎だけに限らず、住民サービスとして、ソーラーシステムを導入する家庭への補助も含め、総合的に考えていかなければならないと考えております。新エネルギーの方向で言いますと今、農林商工課長を中心にしながら、この3年間、具体的な調査と実施に向け、行っているところであります。緑の分権改革の中で、4千数百万円の予算を付させていただきました。これらを利用してたまねぎの皮と豆殻、あるいは間伐材チップを利用する。あるいは農業のハウスの廃材等々を利用し、ブレンドし固形の燃料ができないか。その熱効率で具体化するためには、例えば、温泉施設やスポーツセンターを利用することができるかどうかも含めたデモンストレーションを来月下旬に訓子府石灰(株)の敷地をお借りし、発電機とそれらの燃料を作る機械のデモンストレーションをする予定でおりますので、ぜひ議員の皆様にもご案内させていただきますので見ていただきたい。いずれにしましても議員からお話がありましたように新エネルギーは、時代が求めている1つの考え方でございますので実践的に何とか実現可能な方向にし、しかも今の状況では民間を中心とした企業がこれらを進めることができないこともあります。それに対して行政が補助金等を含め、どこまで支援することができるのか等を含めた相対的な議論と検討をしていかなければならない。まずはその現実のものを議員各位の皆さんには目で見たいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。ご質問にもございましたように私がもし次期、2期目を担当することになったとすれば、施設整備等も含めてやらなければならないことはたくさんございます。今、政権が代わりまして、いつも山本議員からご質問がありますように農業基盤整備の将来的なあり方をどのように行政が責任を持つのかは、国と北海道のスタンスがまだ不明確であります。これらに対して5割、3割、2割の区分割合を100%農家の方たちに求めていくことが本当に是なのかも含めて、今まで5年間かかってやったものをいくぶんかでも自治体が応援し、10年かかってでも基盤整備事業を支援していかなければならない状況に私はあると

考えております。これらは皆の総意でやらなければいけないと思っています。さらには小学校は耐震設備を行いました。今、具体的な検討に入ろうとしているのは、小学校の空き教室を使い放課後の子どもたちの生活をより豊かにし、安全にするため、全ての学年を対象にした対策をする。今、学童保育は3年生までが基本になっておりますし、居武士にも一部開設しておりますが、それら含めた校舎の利活用を含めた小学校の改築。あるいは冒頭申し上げましたように幼稚園は、昭和53年に建設されており、もう既に30数年経っております。幼保一元化としてスタートした施設であります。もう老朽化と園児が少なくなってきたので、総合的な施設建設が必要になるのではないかと考えています。これも今、今月末に東川町で、その先進的な事例を職員で見に行きたいと考えています。これらについては、私個人的には町有林や町の木を使った施設をできないかと思っています。少なくとも山を持っている人たちを何とか行政で勇気付けることが施策として、施設建設にできないかと考えたりしているところでございます。これらを守る挙げていきますと私どもの町で財政の健全化がいくぶんいい方向に向いてきているが、監査委員からもご指摘ありますように油断することはできない。歳入と歳出のバランスを保ちながら、町民の生活をどのように豊かなものにしていくかは、私は向こう4年間の大事な課題ではないかと思っています。その中に議員がご指摘のとおり施設整備をエネルギー開発も含め、総合的な施策運営がこれから求められていると考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） いずれにしましても庁舎の環境については、可能な限り状況を改善するところで取り組んでいただきたいと思っておりますし、それも将来的な展望を持った1つの方向性を選択してほしいものと切に願うところであります。基本的に改修に取り組む考えがあるようですから、この件については、じっくりと見守っていきたく思います。

次の質問ですが、農作物における鳥獣被害の現況と対策についてであります。

鳥獣被害対策については、カラスの駆除対応、鹿柵の設置など行政として対策を打ち一定の成果を上げてきたものと認識をしています。

鳥獣の環境への順応性や繁殖力は被害対策をはるかに超え増殖しているのが現状だと思っております。

これらの被害拡大は、農家の生産意欲の減退やさまざまな面での資材投資も含めた生産コスト高へとなり、農家経済に大きな打撃を与えていくと思っております。

このような状況は、全道的なものとして報道されていますが、町としての施策とともに北海道としての対策も明確にするべきだと私は考えます。

道・国への対策要請活動も含め、町として今後の取り組みについて、どのように考えているのか町長の考えを伺いたいと思っております。

1点目は、鹿柵設置効果と鳥獣被害の現況についてであります。

2点目は、狩猟に係る実態と今後の対応についてであります。

3点目は、広域的な取り組みへの考え方とその対策についてであります。

以上、3点お聞きしたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「農作物における鳥獣被害の現況と対策」について、3

点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「鹿柵設置効果と鳥獣被害の現況」についてであります。鹿柵の設置につきましては、平成16年度、17年度、この2カ年に総事業費約2億2,600万円を投入し整備したものでありますが、整備年であります平成16年度の農作物被害は、面積で64.5ha、被害額で約5,500万円となっております。

これが直近で把握できている平成20年度には34.7ha、被害額で約2,400万円となっておりますので、設置効果はあるといえますが、一方では、これまで被害のなかった地区に出没し、被害をもたらしている実態もございます。

次に、2点目で「狩猟に係る実態と今後の対応」についてのお尋ねをいただきました。鹿の駆除につきましては、猟友会に頼らざるを得ないというのが実態であります。猟友会会員の高齢化や猟銃所持の規制が強化されたことなどにより、現在の会員数は19人となっており、鹿柵設置時の3分の2に減少しているところでございます。

急増しているエゾシカの食害を防ぐためには、狩猟により個体数を減らすことが基本といえますので、そうした意味ではハンターの育成が急務であると感じているところでありますが、猟銃の所持や狩猟免許を取得するためには多額の費用と大きな管理責任が伴うほか、家族の理解が必要との話を聞いておりますので、容易なことではないものと思っております。

有害鳥獣駆除を行う上での課題として、駆除の要請があっても耕作者の理解がなければ立ち入りができないことのほか、射止めた後の残滓<sup>ざんし</sup>処理の際に作物を傷めることへの理解や搬出時の協力が必要となりますが、鹿は移動するものでありますので駆除活動にも限界があるといえます。

また、何よりも要請を受け現地到着までの間に逃げてしまうことが多いというのが最大の課題といえることから、この対応として、昨年より農業者から猟友会員に直接、駆除を要請できるように見直しを行ったところでありますが、町としては、種々検討の結果、被害の当事者である農業者自らが自分の作物を守るといった意識をもつていただき、狩猟免許を取得していただくことが必要との考え方に立っております。

今後、実践会を通じ農業者の皆さんに問題提起をさせていただき、その推移をみながら猟銃の取得等に係る経費の助成等についても検討したいと考えておりますが、比較的容易な緊急対策として、農業者の皆さんに罾の狩猟免許を取得いただき、町が罾を貸し出す体制を構築するため、本定例会に関係予算の補正を提出させていただいたところであります。

次に、3点目の「広域的な取り組みへの考え方とその対策」についてであります。有害鳥獣駆除につきましては、猟期以外の期間、春先から秋にかけて行うものでありますので、先ほどお話したような課題があるほか、自治体によっては、自衛のために猟銃を保有している農業者が多い地区もあるとの話も耳にしておりますので、本町的には難しい部分もありますが、広域的な取り組みの必要性は認識しておりますので、オホーツク総合振興局とも協議を進め具体的な検討を進めてまいります。

このほか、エゾシカの被害防止対策としては、ご質問のあった有害鳥獣駆除もさることながら、猟期における捕獲頭数を増やす対策が重要といえます。例えば、国有林や鳥獣保護区等における狩猟を可能にすることも効果的な対策であるとお聞きしておりますので、こうした取り組みを北海道町村会や管内町村会などと連携しながら積極的に北海道に要請

するなど、鹿の駆除に大きな役割を果たしている猟友会の皆さんの意見等を聞きながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） ただいま、回答の中で平成16年、20年の鳥獣被害の数字を示されました。これを見ますと確実に今までとってきた対策は効果があったと認識できると思っております。

しかし、先ほど町長の回答の中にもありましたが、今まで出沒が見られなかったところに被害が出ているのも例えば議員仲間でいろいろ話題として出てくる状況にあります。そのような面からしますとある意味では集中的に被害を受けている農家。もうあきらめムードに入っているようなことも感じるところであります。この被害対策の関係であります。たまたま町有林を背にしている駒里地区の農家の面々が一時期、もう10年、20年ぐらい前になりますか、自分自らが農地を守る意味合いを持ち、猟銃の資格取得に入りました。しかし、20年経ちますと40代の人でも60代になるということでもあります。そのような意味では、年代を経るとなかなか野山を駆け巡るような状況も難しくなることと先ほど町長の回答にもありましたように非常に管理に対する規制が厳しくなった。銃の弾、一発一発についても確実にチェックされる。当然のことではありますが、しかし、その自分の畑の被害を守るために猟銃を発射する中で、なかなかその辺の数の管理として、何発撃って手元にどれだけ残っているか。当然ですが、いくら利用するからそれを求める対応は難しいということでもあります。要するに狩猟に対応するために一定の量を確保しておかなければならないが、それを使わなかったら戻さなければならぬのです。結局使わないのだったらあなたはこれ以上必要ないと指摘を受けることもありまして、非常にその面では難しい状況もあると思えます。当然自らが自らの作物を守ることも当たり前のことでありますし、そうあるべきだと思います。同時に行政や農協からすると例えば広範囲の中で、対策を取ることにすれば銃の管理も含め、すぐ出動できるような状況として、例えば行政や農協の中で対応、対策を取れないのかと感じる訳であります。当然いろいろな意味で先ほども言いましたように自らが守るといふ保護活動、その必要性の広報活動も行政として、農家並びに森林所有者の被害対策としての広報活動をするのもやっぴかなければなりません。一方でそれを補完する対策として、行政や農協がその対策の一役を担うことも大切でないと感じる訳であります。その意味で例えば私は今申し上げましたような対策に踏み込む考えがあるのかどうかお伺いしたいのと今予算提示しておりますくくり罠の関係であります。例えば取得しなければならぬ罠を使う資格がいかなるものなのか。そのことも含めた情報をきちんとその人たちに伝える。また、<sup>ざんし</sup>残滓処理の問題は、例えば、罠にかかったから必ずしもそこで死滅しているとは限らない訳です。ある意味では足にかかれば当然息絶えるまで生きている訳ですから、それを処理する手法等々も含めた1つの方向が示されていくべきだと思いますが、その辺についての考えも伺いたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、鹿柵の関係で何点かのお尋ねをいただきました。鹿柵につきましては、議員おっしゃるとおり町長からも申しましたが、自衛する以外に抜本的な解決策はないというのが私自身感じているところであります。そうした中で実



際に現地行った時には、鹿がいないようなこともございまして、各実践会には農協のFAX等を使いまして、すぐにでも猟友会会員に直接出ていただけるような連絡をしていたいただき出動いただくような体制を昨年からとったところであります。実際に広報関係と申しましても皆さん全てに関わることではない。先ほどの話の中にもありましたように今まで鹿柵がなかった場所につけたことにより、例えば森林地域にある草地の中でほかに行けなくなったことで、そこに集中的に入ってきていることもあり、被害者も限定的になっていることがございまして、新たな広報活動までは考えてございませませんが、ただ、いずれにしても今回補正予算にあげさせていただいたとおりにせめて、銃を持つのは非常に危険性を伴いますし、経費的にも非常にかかることがございますので、せめてくくり罠を仕掛ける資格だけでも農家の方自ら持っていただき、当然、農地管理していますと鹿の通り道はある程度把握できているとのことでしたので、そこに設置できるように、まず許可を取っていただくこととくくり罠そのものについては、町で何とか用意したいという考え方にたつたところでございます。先ほど言いました<sup>ざんし</sup>残滓処理の扱いにつきましても農協のFAXを通じまして、農家の方の協力をいただくことが前提で鹿の駆除に出動するようなことでお知らせをしているところであります。将来的には、今回はくくり罠ということなのですが、最終的にくくり罠にかかった状態であっても最終的な殺処分は、銃による方法しかないものですから、いずれにしてもハンターの育成は必要なことだと認識しておりまして、次年度以降の検討することをご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） この農作物における鳥獣被害の関係であります。今、鹿の部分について集中的にやり取りをしております。しかし、街中でも起きていることですが、最近カラスが群れを成して集中的に場所を移動しているのも現状なのです。そのようなことをよく目にしますし、街中では朝早くカラスの糞被害を避けるためにロケット花火を打っている人もいるというような話を聞きます。そのような状況で周りの迷惑があったり、いろいろな形でお互いの人間関係が悪くなったりすることも考えられると思います。非常に空を飛ぶものですから難しいですが、これらの対策も打っていかねばならないと思いますし、もう1つ最近よく目にするのですが、路上に、車にはねられたキツネが落ちているという現状があります。夜走りますと目が光りますから道路の脇に小さなキツネがいる。それを何か所も目にするような状況にあります。もちろん農作物に対する被害もあります。どこでも歩きますので、そのような問題もありますし、また、健康上、エキノコックス等も懸念される訳であります。これらに対する駆除対策を当然とっていかねばならないと思いますが、基本的には箱罠で仕留めたキツネを山里に持って行き放す。何でここに町の軽トラがいるかと思ったら、町有林に行って捕獲したキツネを放している。ここで放したら戻ると話をしているのですが、見事に捕獲をしたキツネに印を付けておくと数日後にまた自分の屋敷の周りに、そのキツネが出ていたという話も聞いております。ぜひそのような意味で殺処分をするのは可能な限り少ないほうがよろしい訳ですが、その対応も、例えば別な意味の問題点と比較しながら規制の変更も道、国へ要請していく必要があるのではないかと思います。先ほど言いました、町長もそのような形で要請していくことでありますが、捕獲者の数の増。また、罠や猟銃の取得に対する補助等々も一自治体でなくして国、道がきちんとやはりそのような現状を認めながら1つの支援をしていくこ

とを求めていくべきと考える訳ですが、その辺についての考え方はいかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今年のおホーツク圏活性化期成会の中で、鹿対策予算についての要望や状況を説明し、林野庁と農水省に私もその一員として、担当の班長だったものから行ってまいりました。鹿対策予算を削減する前夜ぐらいの時だったものですから、現場から斜里町長も一緒に行き、慌てて担当職員と1時間ほど議論しました。やはり打つ手がなかなかないことでしたが、いずれにしても今、議員からありましたようにその予算の確保も含め、継続し、積極的にやらなければいけないことを申し上げてまいりました。平成16年と17年に総事業費約2億2,600万円を投入したというお話がありました。これで解決すると思っておりましたが、先ほども説明させていただいたとおりそこから外れた部分やあるいは乗り越えたり破ったりすることも含め、これらについては、農協が事務局をもっていますので、各実践会の人たちが中心になり、1年に1度、鹿ネット等の補修等の自助努力で頑張っていたいただいているところです。どうも最近はそれでもどうしようもない状況が出てきておりますし、北海道は今回9月道議会で3億6,000万円の予算補正を行うようでございます。全体的に追加対策として、国、道、市町村も含め、大体、鹿対策で4億4,000万円ということですが、狙いは越冬状況の調査や死がいの運搬などを効果的にどう進めていくかの調査等が中心でありますし、それから今、私どもで予算計上しております罝等の資格を取ることにに対する補助等でございます。これらにつきましても先般、弥生実践会長が夜間町長室に別件で来られ、その鹿の話になりました。いろいろお話を聞いて、罝の資格はこんなに簡単に取れるのであれば、俺は今、実践会で働きかけてぜひやろうということで、要は鉄砲を頼んで、さっき言ったようにしばらくして行っていたらもう鹿はいない状況から、罝をかけて罝にかかった鹿がいるのを鉄砲で打つことが一番確率が強いのではないかとの話の中で、できるだけ我々も頑張るが罝の資格をとりあえずは広げることで、今回の補正で足りない分については、12月も含め補正対応することで、農林商工課長がその場に同席し、話をしていたところですが、今、町村会や、道の発表では50,60万頭。道内全域での実際は、全道町村長の集まりの中では、80万頭とされています。年度内に20万頭を捕獲しなければ自然増になるとまで言われている状況ですので、この鹿は道の予算でいきますと2万頭多く捕獲し、殺傷等も含めて11万5,000頭と想定しているようですが、やはりこれでは町村会としては、足りないことで、非常にかわいそうだが、ある意味では殺傷しかないというのが全道町村会の幹部の意見でもございましたので、これは全道的にもさらに今議員がおっしゃったような要請も含め、積極的にこれからしてまいりたいと感じているところでございますので、一層の私どもの協力を要請してまいります。また必要な状況に応じ、予算措置も考えていかなければならないと思っておりますので、実践会にもそのような働きかけをしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 私の質問については、大分煮詰まった方向が出ましたので、これで閉めたいと思っておりますが、ぜひいろいろな状況をより早く情報収集をしながら、早い手当てをすることで努力をしていただきたいことを切に願って、私の一般質問を閉じたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 9番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは今日最後の一般質問になりますが、ただいまより質問いたします。

今回、大きく3点質問項目をあげています。これを質問通告書に従いまして順次質問をしていきたいと思っております。

まず、はじめに、普通交付税等の決定を受けての活用についてであります。

今年の7月末に今年度の普通交付税と臨時財政対策債が決定されました。

これによると大多数の市町村において、交付税や臨時財政対策債が当初予算計上した以上に大幅な増額になったと伺っています。このことは、町村会や議長会など地方団体の強力な働きかけがあつての結果とも言えることで評価したいと思っております。これらの決定を受け、本町としての対応について、町長の考え方を伺います。

1つ目、確定した普通交付税と臨時財政対策債の額は、いくらになったのか伺います。

2つ目、補正予算の検討がされているかと思っておりますが、予算編成の基本的な考え方について伺いをいたします。

3つ目、今回の交付税の上積み措置として考えられる「雇用対策・地域資源活用臨時特別費」が本町にも配分されていると思っておりますが、その額とどう活用するかについて伺いをいたします。

以上であります

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、普通交付税等の決定を受けての活用について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「確定した普通交付税と臨時財政対策債の額はいくらになったのか」ですが、普通交付税につきましては、予算額19億円に対して約1億6千万円多い20億6,244万1千円、臨時財政対策債発行可能額につきましては、予算額1億6,800万円に対して約7千万円多い2億3,806万2千円となっております。

2点目の「普通交付税等の決定を受けての補正予算の基本的な考え方」ですが、現在、先ほどの説明のとおり合計して2億3千万円が留保されており、使途といたしましては、例年どおり基金積立等により、今後想定される少子高齢化等を見据えた各種施策の財政基盤の確保に努める考えであります。

補正予算につきましては、現在、国で検討をしている景気浮揚対策の詳細が明らかになった段階で、それらの事業を活用した対応を検討する考えでありますので、ご理解願います。

3点目の「交付税上積み措置である雇用対策・地域資源活用臨時特例費の本町配分額と使途」についてであります。これは、雇用創出及び農林漁業の活性化等、地域資源を活用した持続的な地域経営を目指す取り組みなど「人」を大切にす施策を地域の実情に応じて実施できるよう創設されたもので、配分基礎として、人口・年少人口率・高齢人口率・自主財源比率・一次産業従事者比率・1人当たり農業産出額に基づき算出されており、本町には9,519万2千円が基準財政需要額に反映されているところでございます。

雇用対策・地域資源活用臨時特例費は、普通交付税について、先ほど説明いたしました一次産業従事者比率などに重点を置いた配分手法であり、あくまでも一般財源でありますので、当初予算で計上している雇用対策、産業振興を含めた財源として活用することとしております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えさせていただきましたが、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、3点について町長からお答えをいただいた訳ですが、この額については、言われたとおり総額で普通交付税と臨時特例対策債、これ合わせると当初予算からみて増えた分として、2億3千万円を超える金額が入ってくることになっている訳ですが、正直なところこの決定が7月末の23日でしたか、受けているはずですが、決まっているはずですが。それから数えてもう9月中旬になるのですが、正直、今、私たちの町の状況をみた時に、この当初予算を計画した時の状況からいきましても、あの当時は例えば今言われましたとおり2億3千万円少ない金額で予算計上し、それに見合った事業を展開しようとしていました。これは本当に緊縮財政であり、その中にあって、お金があればこれはできた、できるのにといいものも含め、考慮、熟慮しながら出されたいろいろな事業だったと思っております。それが今回の決定を受けて2億3千万円を超える金額が交付税として、あるいは臨時対策債として入ることになった時、おそらく9月議会に向けて補正予算の提案があると思っていたところです。正直なところは、特に今、9月の議会ですから、10月、11月、12月、これから年末、年の瀬を迎え、次の年をどう迎えていくかに関わって考えた時に現在の町民の方々の生活状況なり、これから考えられるであろういろいろな対策が本当にもっと後でよかったのか、そのようなことでいいのかと思っていたところです。少なくとも今回この増えた分によって、現在、この町民生活ともう1つはやはり地域経済をどう今の実態を踏まえて、これらに対し活用していくかの検討を既にされており、9月議会で提案があると思っていたところです。これがなぜできなかったのか。先ほどの答弁の中では、一応基金に積み立てておいて、国の状況を待つという話がありましたが、果たしてそれがよかったのかどうか、いいのかどうかも含め、そうせざるを得ないということになれば、相当いろいろな議論もされているのではないかと思います。その辺についてももう1度町長の考え方を先ほど今言った私のことも含めて、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） 確かに予算的に言いますと当初予算に比較しまして、2億3千万円ほど予算留保はございますが、いろいろなやるべき施策につきましては、当初予算の範囲の中でも特に去年、一昨年にかけては臨時交付金といいますか、いわゆる

景気浮揚対策も含めまして、前倒し事業をやってきた経過もありますので、ある程度の事業については、当初予算で反映できたのではないかと理解しています。それで今回も留保については、前年度も実は2億円以上出ていますし、そのようなことは毎年あることはあるのですが、これらについては、一過性で消化することではなく逆に、これから例えば大型事業、先ほど町長があげましたいろいろな教育施設など、そのような大型事業もございますし、あるいは道路補修、橋梁維持などにも今後かなりかかってくる部分があります。加えまして、あるいは福祉や教育、産業を中心としたソフト事業、これについても、今後、国の財政の凸凹に左右されずに、ある程度継続的にできるような意味では、地域活性化基金も創設しましたので、その基金に積むことによって、安定的に今後の施策をとっていく財源として確保するのが、有効な手段ではないかと認識しているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それは本当に一理あってわからない訳ではないのでありますが、いわゆる交付金と違い臨時的な形でのそれだけをどう使うかという議論ではなくて、私も本来は交付税ですので制度としてどうするかという問題です。制度として、どうこれを活用していくかという方向で、やはり検討されるのが筋と思っています。その点では、そのとおりだとは思いますが、ただ、果たして、今それだけの2億数千万円のお金を活用することが本当に出てこない。案として出てこないというのが、そこら辺がはっきり言って腑に落ちないというのか、わからない。本当にそうなのかと勝手に思っています。例えば、具体的な重点項目などの施策でこれだけは外せないものが、仮にこれは、例えば国から何かの状況があります。それに伴って、補正もたてますということになるのですか。それとも、町の今の状況をこれからどうあるべきかということも踏まえて、町長がよく言われる福祉、教育の問題を含めて、そこにどう制度化し、お金を使っていくのかということも議論しながら、そこに比重を置いた予算の使い方、制度の創設も含め考えていくのか。その点がやはり非常に大事な点になっていくのではないかと考えている訳です。この辺についての考え方が7月末から少なくとも今月中ぐらい経ってみても、とりあえず一時的に基金へ積んでおいて、多分熟慮されているとは思いますが、その検討の方向が見えてこないところに果たして、本当に今の本町の状況をどこまで町民生活あるいはそれぞれが抱えている子育て世代、福祉の問題、本当はそこにお金を使い、このチャンスに制度化することのできることもあるのかもしれない。その部分の議論は本当にどうなのか。されているのかどうかを再度お聞きしたいのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） これは、予算の組み方の問題がまず1点あります。交付税をどれぐらいみるのかということです。今年度については、19億円の交付税をみた訳です。臨時財政対策債も含め、かなり過小にみながら、基金の取り崩しを最小限にとどめ、歳入と歳出のバランスをとっていく。この1、2年間につきましては、幸いにして交付税の交付額が、約3%の伸びを示しているところですので、今、議員がご指摘のとおり今回の入っている交付税だけでみましても1億6,800万円でしょうか。これらに見合った雇用対策や福祉等のことを充たしていく補正の必要性はないのかということでもあります。現時点で交付税に対する依存度は、44%から45%であります。しかも、1つは原口総務相が町村にはこの2年間のおかげで相当黒字になっている。来年度からお返ししていただく

ということを公然と書いておられますので、これは交付税が44%を占めている依存度からしてみると来年度以降の予算的な関わりからいきますと今後の見通しは、非常に厳しいものがあると思っておりますので、まずは従来から出ておりますように例えば雇用の問題で、もっと広く厚く雇用関係を膨らませていくことができないのか。あるいは議員から提案のあります後からも質問で出てまいります住宅リフォームの問題等をこの機会にできないのかとの検討を当然今しているところでございます。それから先ほどの上原議員の質問の中でも答弁させていただきましたが、これからやっていかなければならない準備、事前調査も含め具体的な23年度予算に向けてのヒアリングを実は、10月の早々から始めますので、今の時点では10月4日、5日、6日、全課の話し合いと各課の議論を指示しておりますので、それを受けて10月に、1つは23年度の予算にどう反映するのか。さらには緊急としてやらなければならないことは何なのかも含めた積み上げを内部的な議論をしておりますので、状況によっては、今年末の12月議会で補正することも考えられない訳ではありませんが、現状では当面はそうのように予想される交付税に対する状況を配慮し、23年度に向けて粛々と教育や福祉を前進させていくような施策の活用を具体化していきたいということが内部的な議論の経過でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、町長から考え方を伺っている訳であります。まず、いわゆる国がらみの問題でいけば確かに交付税を一括交付金化する。そうすることによって、その狙いは、全体的な交付税の縮減をどう進めるかの裏返しに一括の問題が出ています。決してそんなになまやさしい状況、いわゆる潤沢じゆんたくにお金がまわってくる状況にはないというのは承知しているつもりであります。ただ、それをどこまで許すのかという問題は、また別の問題です。許していいのかという問題は、やはり運動と世論の盛り上がりの中で、押し返していくことも当然なければならない課題でもあるのではないかと考えています。その1つがやはり今回の部分である交付税の問題にしましても非常に厳しい状況があった中でも、先ほど言いましたように町村会や議長会などの方々の働きかけがやはり大きな力を発揮し、このような形を生んでいるのも事実でありますから、やはりその部分をこれからどう構築していくのかも相まって考えていただきたいと考えています。

もう1つは、やはり町民の側からすると少なくとも本当に単純な議論になってしまう。それで終わらせてはいけないのですが、やはりこれだけ財政的に入った時に、何かあるのだろうと思います。自分たちの生活にとってプラスになる部分、これからの経済、いわゆる生活支援、経済振興も含め、そのようなものが早く見えてこないとなかなか町長が言われるようなまちづくりに向けての迫力というようなものが失われてしまうのではないのかと思うところも事実あります。その部分では、やはり国待ちにならず、いろいろな知恵を發揮しながら、何とかお願いをしたい。検討してほしいということが1つであります。

その中について、特に、この3番目の先ほど言った、雇用対策の特例債の問題ありますが、これらを含め、若干の提案という訳でもないのですが、検討していただきたいことが1つあります。

1つはまず、今回の交付税の増も含め、検討していただきたい項目が、先ほど上原議員の中でも出ていまして、これを自分の時に質問しようと思っていたことがあったのですが、

いわゆるエネルギーの問題、特に町有林、いわゆる林産物をどう使っていくのか。そこに限るものではないのですが、これはやはり、素人ではなく、専門家にその使い道も含め、きちんとした調査も含め、委ねることや委託するような部分も必要になるのではないのかという思いもいたしております。ぜひ、できれば本町において、今回のこのようなお金の使い道の1つとして、やはりその専門家の方の研究、調査も含めてできないものかと思えます。そのようなことがないため、自分のような素人が、これがいいのではないのか、あれがどうかなどではなく、本町にとって活用のできる施策として、これをもっともっと専門的に追及し調査してもらうことをやはりそこにまずお金をかけてはどうかという問題が1つあります。

それからもう1つは、町有林の関係でいきますと経営審議会の中でも出ていましたが、作業道、林道の整備です。これは特に大きなものを要求する訳ではないのですが、銀河線跡地の砂利の問題もありますので、その砂利を使いながら少なくとも町有林を点検する、調査する時の歩きやすい道路と、作業道を含め、整備するための調査、雇用も含め、何とか使えないかというようなこともぜひ将来に向けて検討していただきたい。将来と言ってもそんなに長い将来を考えては間に合いませんので、検討できるような材料にならないかというふうに思っております。それからこれは本当に申し訳ないのですが町長に答弁を求めることにならないのかもかもしれませんが、学校図書の充実の問題です。これが実際どうなっているのかと思っていたのですが、小中学校に対する学校図書なり備品などの部分に対して、あるいは子どもたちが自己負担で用意しなければいけないものをやはり学校としてきちんと整えることも含め、何とか検討、調査できないのかも含め、そのことも考えていた訳ですが、そこら辺について、具体的に2、3点あげた訳ですが、これについて町長の考え方をお伺いして、この問題についての質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 具体的な3点のご提案をいただきました。予算に対して、今、交付税に対する予算総額の中で、今回の予算よりも多く配分されてきた交付税の活用についての考え方については、1つは私自身は全体の一定期間を見通しながら計画的な予算の構築を図っていかなければならないと考えておりますので、そこは今回のことによって緊急的な補正は、今後の中で12月に向け、必要によっては、検討することに変更ありません。例えば、今、商店街でも毎年出てきておりますプレミアム商品券等々については、私は、ばらまきはもうしません。商店街の皆さんが、一ひねり、二ひねりしながら本当に汗をかき、これが効率的に使われるようなものをぜひ提案していただきたいということも言っていますので、状況によっては、こうしたことも含め、やっていかなければならないと考えていますので、もちろん、いろいろな問題もあります。例えば、雇用の関係で言いますが一般的に雇用の必要性は、私も認めていますし、必要と思っていますが、実際にいろいろな形で、募集しても集まってこない状況も現実としてあります。これは、言葉だけではなく実態として、うちの町が、クノールなどいろいろなところに話をし、協力を要請しても、臨時の方たちがそんなに多く来るような状況ではないし、潜在的な失業者の実態をどうつかむかに課せられている問題もありますから、実は、この雇用の問題は、私も非常に職訓へ行ったり、いろいろなところへ行ったり、聞いたりしていますが、つかみきれていないのが状況でございますので、これらの状況を判断しながら当面のものについて

は、適切に判断していきたいと考えております。それから3点いただきましたエネルギーの問題等については、先ほど上原議員からの質問でも答弁させていただいたことを含め、本町における利活用として何があるのかの調査をこの3年間にわたり調査研究し、今実施に入っている。

さらにもう1つは、エネルギー問題だけではなくて、北大とのサテライトを実施しておりますので、この間に北翔大学も含め、福祉の調査を北大あるいは北星学園大学の研究者を置きながら、今継続的に進めております。それから農村における女性の地位の問題の調査も入っておりますので、これら学術的な調査も含めた結果を慎重に検討しながら、私たちが行政として、成すべきことの次の段階として、支援は一体どうあるべきかということもやっていかなければならない。その点で言うと議員がご指摘のとおり専門家や研究者のご意見をいただきながら、エネルギー、特産物の調査あるいは研究を進めていくということは、全く同感であります。

それから2点目の町有林の林道整備でございます。これは全国的にも今、林道の崩壊問題が出てきておりますから、本町の町有林等についても確かに言われるとおりいろいろな課題を持っております。これにつきましても審議会、かつての役場職員OBで林の専門家の人たちも審議会に入っておりますので、ご意見もいただきながら整備の方向も検討していかなければならないと考えております。

3点目の例えば学校図書の充実の問題であります。これは一貫して主張しておりますように私どもの町は小学校図書館と公共図書館が隣接していることもありますから、公共図書館の充実を図りながら、一方では訓子府小学校や学校図書館の移動図書を含め、お互いの総合補完の中で、図書館運営をしていく考え方にたっておりますので、これらについて、いずれにしても、今、ご指摘の点については、積極的にあるいは何らかの形で検討しながら、その具現化に向け、今日まで努力していることとございますし、平成23年度予算に向け、あるいは補正も含めた状況をとらえながら検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 次の質問に移ります。

町営住宅等の今後の整備計画についてです。

本町においても町営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅、そして職員や教職員向けの町有住宅など相当数の町管理の必要な住宅がありますが、これら各種住宅の今後の整備計画について町長の考え方を伺います。

1つ目、現在の各種住宅の総戸数と実際に入居している戸数をお伺いいたします。

2つ目、ここ数年来、町営住宅、町有住宅などの改修を行ってきていますが、極めて老朽化した住宅も見受けられることがあります。その戸数と今後の対策について伺います。

3つ目、住宅政策は、10年、20年という将来を見通した中での政策決定も必要になると考えるところですが、今後の整備計画についての考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、町営住宅等の今後の整備計画について、3点のお尋ね



がありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「各種住宅の総戸数と入居戸数について」のお尋ねですが、各種住宅の平成21年度末現在の総戸数と入居戸数は、町営住宅では穂波団地、西幸町の幸栄団地、末広団地、日出団地を合わせて総戸数は256戸。そのうち入居戸数は219戸で、単身者住宅などの「特定公共賃貸住宅」では総戸数44戸のうち入居戸数は41戸で、東幸町教職員住宅の改修住宅である「定住促進住宅」では、総戸数8戸のうち8戸全部が入居している状況となっております。

それぞれの住宅では異動時期などで多少の変動はありますが、ここ数年の入居率は、ほぼ横ばいで推移しているところでございます。

また、教職員や町職員の住宅である町有住宅の平成21年度末現在の総戸数と入居戸数は、教員住宅では総戸数42戸のうち入居戸数は32戸で、町職員住宅では総戸数22戸のうち入居戸数は15戸となっております。

次に、2点目の「町営住宅・町有住宅の老朽化した戸数と今後の対策について」とのお尋ねですが、本町における平成21年度末現在の町営住宅と特定公共賃貸住宅を合わせた総戸数300戸のうち耐用年数を超える住宅が全体の22%の65戸あります。

また、町有住宅では教職員住宅と町職員住宅を合わせた総戸数64戸のうち34戸、割合にして53%が耐用年数を超える住宅となっているところでございます。

このように、昭和40年以降に建設供給された町営住宅、町有住宅が今後、更新時期を迎え建て替えや改善を必要とする住宅が大幅に増加することから、安全で快適な住宅を長きに渡って確保するため町営住宅、町有住宅の管理戸数の見直しや他用途への転用を検討し、修繕・改善・建て替えなどを今後とも計画的に整備する考えでおります。

次に、3点目の「住宅政策は将来を見通した中での政策決定も必要と考えるが、今後の整備計画の考えについて」とのお尋ねですが、近年の社会情勢が大きく変化し、住民のライフスタイルも多様化し、核家族や少子高齢化が進展する中で、社会情勢の変化に対応する住宅供給が求められています。

このような中で、本町においても平成18年度に公営住宅をはじめ、民間住宅を含めた全町的な住宅施策のあり方や具体的な事業の実施を定めた、訓子府町の住宅に関する総合的な計画である「訓子府町住宅施策推進計画」を策定し、各種住宅施策を進めているところでございます。

しかしながら、国や道の住宅施策の転化や公営住宅法の改正など社会・経済情勢が大きく変化していることから、国や道及び近隣市町村の情報収集を行い、町内の住宅状況や入居者などのニーズを把握し、それぞれの住宅の役割を踏まえ、高齢者をはじめ障がい者や子育て世帯などの住宅に困窮する人が安心して暮らせる住環境づくりに努め、将来を見据えた本町の住宅施策のあり方について検討を行っていく考えでおります。

以上、お答えしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、1から3について、町長からお答えをいただいた訳ですが、まず、何点か再質問になりますが、総戸数に対する入居の状況です。いわゆる入居率の問題でいくと特に、町営住宅も含め、非常にやはり空きが多くなっている。これはいろいろな要因もあるかと思うのですが、その入居率の低い理由について、どのようにとらえ

られているのか。その対策も含め、どう考えているのかをまず1点目お伺いいたします。

それともう1つ、町営住宅は、あくまでも公営住宅法などの法律にのっとった運営の仕方になっています。これは、最終的にそこにしばられることになっているとは思いますが、いわゆる住宅のセーフティネットとしての役割は、町営住宅にあるのは間違いないところだと思いますが、この本質的な部分も含めて、入居率の低い理由といたしますか、なぜ、空きのある状況があるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 住宅に関する入居率の関係でご質問をいただきました。まず、町営住宅の入居率の関係でございますが、先ほど町営住宅の穂波団地、西幸町の幸栄団地、末広団地、日出団地を合わせまして、総戸数256戸あり、そのうち入居戸数が21年度末現在で219戸という現状でございますが、この中で建替えとか例えばもう老朽化して取り壊し、その辺のところを見据えた住宅、災害等で緊急的に入れなければならない状況を考えて時に、町としまして政策空き家を設けております。この戸数が27戸ございますので、その戸数を引きますと実際上空いている戸数が10戸で、21年度末現在、政策空き家を除いた入居戸数でいきますと96%程度ということで、先ほど町長の答弁で申し上げましたように、ここ数年でいけば政策空き家を除いた入居率で申し上げますと96%から98%で推移している状況で、ご理解いただきたいと思っております。

それと2点目の町営住宅で、今申し上げた入居率の低い要因のご質問ですが、今お答えしましたように、その辺の政策空き家として、空けている部分がございます。それで實際上、末広団地の東側の北側、北東部と言うのですか、その団地のゾーンとして、建て替えをして、その政策空き家で空けている戸数が何戸かございます。それと特に末広団地で申し上げますと昭和30年代から40年代に建てた古い住宅がございますので、その辺も将来的にその辺を取り壊し、先ほど申し上げたように住宅自体の管理コストを見据えながら、その辺も含めた中での検討をしていくように考えております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、一般的にやはり管理コストの問題も当然ぶつかってくる問題としてあると思うのです。このセーフティネットとしてのいわゆる低額所得者の人たちが、常に住宅を困窮した時に入れるような状況を常に保っておかないといけない。そのための政策空き家ということでの27戸だと思うのですが、この27戸の基準は、明確な何かあるのでしょうか。例えば、町独自にそれが決められるものなのか。法的に政策空き家として、取っておかなければならないようになっているのか。この点について、1つお伺いしたいということ。

もう1つは、政策空き家にしておくのだから、本当に老朽化した状態でもいいということには、やはりなっていないということも考えますので、その辺の妥当な数字は、どこから求めるのかということもありますので、その辺については、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） まず、1点目の政策空き家の法的取り決めなどがございますが、それについては、特に法的に定められたものはございません。それで町独自の中で、その政策空き家として定めるような形になってございます。本町の場合、先ほど申し

上げたように末広団地の建て替えで施策空き家で空けている部分と老朽化しているところで政策空き家と空けている部分のこの2つが大きな要素になってございまして、特に、議員ご指摘のように老朽化した末広町の西の南側の住宅で申し上げますとあそこがゾーンとしましては、非常に老朽化した町営住宅と町有住宅がございます。そこで、町営住宅で申し上げますと昭和37年に建てられた住宅が2棟8戸と昭和40年に建てられた住宅が2棟8戸、合計しますと4棟16戸分。そのうち實際上、入居されている方が2戸で、政策空き家として14戸持っている。そのほかに先ほど申し上げた町有住宅として、特に教員住宅でございまして、その分が昭和48年、49年、60年で建てられた建物が5棟16戸あり、そのうち入居者が12戸ということで、特に今申し上げた町営住宅のうち実際上16戸分のうち入居者2戸で、政策空き家として、実際上、2棟分は空いているのですが、ただ、住まわれている人の状況もございまして。それと今後の管理戸数の見直しと言うことで、今、実際上、修繕等は町単独の単費の中で手出ししておりますが、国の長寿命化計画というものがございまして、長寿命化する修繕であれば社会資本整備総合交付金の対象になることもございまして、本町としましては、次年度以降、公営住宅の長寿命化計画を立てて、町営住宅そのものの管理戸数や今後の整備化計画などを計画していくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、課長から説明いただいて理解できる訳であります。1つは、いつもあの辺を通る時に思うのは、やはり末広団地のあのゾーンの部分は、古いところで特に30年代がどうしても気になる部分です。それは、政策空き家としての名目と言ったら変ですが、そのような値もあるということではあるのかもしれませんが、やはり現実的な問題として、あの辺の整備計画も含め、僕は早急に環境も含め、あのゾーンをもう少し整備してもいいのではないかといつも気になっているところです。

それともう1つ、将来に向けて、これは先ほどから言われているように管理コストとの見合いも含めて、本当に妥当なものであるのかどうかです。いわゆるもう1つが、住宅セーフティネットとしての役割を持つ町営住宅の数が、遠い将来までは、考えることはないのですが、少なくとも10年後ぐらいまでの需要も含め、そして、政策空き家の数も含めたものをもう一度再考されながら、全体の整備計画を立てていくことも必要になってくるのではないのかということが1点であります。

それともう1つ、先ほど町長の答弁の中で、他の用途に多目的に使えるような意味のお話もされておりました。確かにそのような形でもう既にやられ、今、定住促進のような形もありますしやっていますが、ただ、いまひとつ、例えば応募というよりも現実に周りを見ても本町においても、特に結婚され、若く結婚したばかりの人たちが北見市から通ってくる状況がやはり数組ある。ここら辺に対して、もっともっと住宅政策だけの意味合いだけで言っている訳ではないのですが、やはり本町に住んでいただくことに対しての働きかけ、町として、積極的な訴えをどのように考えておられるのか。これはやはりこれからの将来のまちづくりにも含め、非常に住宅も当然そうなのですが、大事な部分になっていくと思っております。これはいろいろな意味もあるので、個人のプライベートな問題などは、眼前として、わきまえ対応しなければならぬ部分はありますが、もう1つそれを越えた部分での働きかけ、訴えなどを遠慮する部分は本当にあるのか。最終的に訴えをし

て、訴えを聞いてもらえるかどうかは向こうですから、でもその訴えることなしに前には進まないのかなということにもなっていますので、これらも含めて、多用途に町営住宅なり町有住宅を考えているのであれば、そのことも含め、検討されたほうがいいのではないかと思います、その点について、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 前段、議員のご指摘の末広町の老朽化した住宅、特に町営住宅につきましては、早急な今の状況の中、環境整備も考えた中で内部的にも先ほど申し上げたように實際上、住まわれている方がおられますので、その辺も配慮しながら、計画的なことを考えていきたいと思っております。

それと多目的の用途という部分で申し上げますと實際上、町有住宅であれば、ある程度、起債や補助金などの償還が終われば、その辺で、先ほど前段申し上げたような20年度、21年度の定住促進団地は、教職員住宅と町職員住宅を用途変更して建てたもので、定住促進を目的にしたものです。特に、公営住宅などでいけば今、時代の背景の中には、少子高齢化のこともございますので、例えば、公営住宅をグループホームに活用できるかは、この公営住宅の方法の中でも、ある程度の方向性は出されていますので、その辺のことも踏まえながら、本町としても先ほど申し上げたように住宅の団地帯整備だけではなくて、その辺の少子高齢化を考えた中で、例えば、福祉や医療、保険等を考慮した総合的なまちづくりの観点からも含め、住宅施策を進めていくようなことを考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

それでは引き続き一般質問を継続いたします。

町長。

○町長（菊池一春君） 今、建設課長から説明をしたとおりの答弁でございます。実際的には、今、末広町を中心にして、一部改築、改修を含めたことを年次的に行っているところでございます。ほぼここ1、2年で終わるのではないかと考えているのですが、いよいよ先ほどからご心配いただいている私の通勤時でも気になる老朽化したところは、実際に整備を総務省等について補助金をもらったりしながら、改築をしたりしている訳ですが、ずっと見ていて住宅建設、改修があらゆるうちの町の産業、企業に関わるのが非常に多いことがよく見えます。トタン屋、屋根の塗装屋、壁の建材等々含めていくと元請、下請けも含め、その点でいくと町内のいろいろな企業に関わる点で住宅のリフォームあるいは住宅を建て替える。これは公共住宅も含めてですが、その点でいくと今、東幸町の鉄筋住宅を中心に3棟6戸の改修をしているところですが、これらも含めて大体ほぼあの辺については、終わる状況でございますので、今、議員からご指摘ございましたように改めて、町の住宅政策をどのような形でもっていかなければならないかの計画をさらに具体化してい

なければならぬ時と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

例えば、東幸町の団地等の建替え時に、担当課長や職員含め、町内の企業を訪問したり、部分的な働きかけと協力をお願いしている。例えば、最近で言いますと下村運送(有)の職員の半数が、北見市から通っていることもありますから、社長にぜひ訓子府町の住宅に住んでいただきたい等のことの話をしなすと企業でも、ぜひ北見市から通う時間的な効率を考えると訓子府町に住宅があればということもお聞かせいただいておりますので、今後これらも含めた需要がどれだけあるのかということと計画的な住宅計画をきちんと立てていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） あと最後の質問に入る前に若干答弁漏れというのか、働きかけ、町外から通うなど、いろいろ難しい問題があると思うのですが、そのようにして、町外から本町へ通っている。特に、農業者の場合も含め、そのような人たちがいろいろな問題、事情があるのが事実と思いますが、これが本町を拠点として生活の基盤をやってほしいという訴えや働きかけはどうかということもありますが、時間もありませんので、それも含めて、最後に町長の答弁をいただきたいと思います。

それで次の質問に入りたいと思います。

最後になりますが、これにつきましては、多くの質問をするつもりはありませんが、住宅リフォーム助成制度についてであります。

今年度の第1回定例会一般質問で、本町商工業の振興策について問う中で、住宅リフォームに対する助成制度について取り上げてきた経過にあるが、この件について、町長の考えを伺いたい。

①、その後、この件について必要性も含めどのような検討状況になっているのか。

②、制度を作り、実施する上で課題はあるのかどうか。

③、年々公共事業が減少していく中で、地域循環型の経済振興策も必要となってくると思われるが、助成制度実施の見通しについて、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がございませんので、かいつまんでお話をさせていただきます。

まず、1点目の「住宅リフォーム助成制度の検討状況」についてであります。第1回定例会以降、関係する企画財政課、建設課、農林商工課の三課において、必要性や効果についての検討と実施するとした場合の手法等についての検討を指示しました。

その関係三課による検討・協議の結果、地域経済活性化としての観点から、何らかの助成制度は必要であることと制度創設にあたって、最も関わりのある商工会から「将来を見据えた商工業振興策」としての議論をいただくべきものであること。また、実施時期については、公共事業が減少する平成23年度が適当との報告がございました。

私どもとしては、厳しい経営状況にある中小企業の皆さんの受注機会の拡大を図ることは商工業振興上、必要不可欠なものであると認識しておりますし、担当課長から商工会に対して、商工業者にとって、より効果的な制度とするため、商工会としての議論と提案をいただくよう申し入れたところでございます。

次に、2点目の「制度を実施するうえでの課題」についてであります。先進事例をみて感じたことを申し上げますと、まず、1つ目として、予算で事業費上限枠を設定することの可否があげられます。

希望者が多く、仮に抽選で助成対象者を決定するとした場合に、外れた方は翌年以降に改修を見合わせる可能性がありますので、この場合には、必ずしも商工業振興策に結びつくとはいえなくなりますし、かといって青天井でよいともいえませんので、議論の分かれるところだと思っております。

2つ目として、町内外業者の工事費の価格差の問題です。助成制度については、一般的に町内業者に発注したものを対象にしておりますが、町外の大規模店とでは競争にならない可能性がありますので、町内業者の努力もさることながら、この価格差を埋めるような制度設計が求められるといえます。

このほか、助成方法については、いろいろな手法が考えられますが、それぞれに長所と短所がありますので、これをどうやって制度にまとめ上げていくかも課題といえます。

こうした課題につきましては、商工会が行う議論の中でも浮び上がってくるものと思いますので、3点目にお尋ねのあった「助成制度実施の見通し」につきましては、まずは、商工業振興のための組織である商工会からの提案をもとに検討させていただき、ご理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、制度化する場合には、実効性のあるものにしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） この件については、1つだけ、今、町長から答弁がありましたように、やはり方向としては、業者の問題でいけば、商工会の人たちとの協議というのか、制度をつくるだけではなく、それをどう活用、運用していくかというのが、一つはやはり業者の方々とのコンタクト、理解も含め、いろいろな問題が出てくると思います。これについては、行政もそこにしっかりと入り込んで、課題解決に向け、努力していただきたいということと合わせてもう一つは、このリフォームについての助成をするのは業者というよりも、仕事を作ることからいけば、町民に対して助成することになると思います。この部分も含め、整理しなければいけないところはあると思いますが、仕事作りをどうしていくのか。そのような観点に商工会の人たちも当然なっていかなければいけない訳ですので、自らのセールスも含め、自分たちはこのような技術もある。このようなこともできる。皆さんどうですかというのは、行政だけではなくて、商工会からもそのようなセールスをする。いわゆる仕事作りをしていくことも必要になってくると思いますので、そのような意味も含め、ぜひしっかりと議論もしていただきながら、ぜひ実施に向けた方向でお願いしたいと考えています。その点について、今後、商工会との議論する中で考えておられることはあるのでしょうか。商工会待ちになっているのか。こちら側からどうですかと働きかけをする考え方が再度あるのかどうかも含め、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、私から総体的な答弁をさせていただきます。商工会につきましては、私どもの担当課長から商工会事務局長を通じて、これらの検

討を急いでほしいということの申し入れをしております。関係課の協議の中で、最終的には、私は、平成23年度に実施する方向で内部検討を具体化していきたいと考えております。全道的にみますと約24自治体、上限額の助成でいきますと大体100万円、最低で20万円です。そして、予算額でいきますと岩見沢市の8千万円が一番高いところがございますから、それぞれの自治体によっては、格差がございます。ご指摘のように住宅をリフォームする個人に助成する方法と業者に助成する方法に分かれておりますし、さらには、金額支給なのか。あるいは商品券等の支給なのかなど、いろいろな方法が考えられますので、それらは冒頭申し上げましたように商工会等の意見も参考にしながら実のあるリフォーム制度を実施していきたいと感じているところでございます。

最後にもう1点ですが、先ほどお話がございましたように住宅に関連し、農業後継者等の住宅としてのアピール、宣伝がどのようにされているのかでございます。特に、平成19年、20年度で行ってきた東幸町の定住促進住宅につきましては、特に、農業後継者の結婚予定者の方々にも個人的に電話をかけたか訪問し、ぜひ入居したらということをお願いし、各実践会にも要請しているところでございますが、既に北見市で敷金を払ったり等々しておりましたので、なかなかそのようにはなっていないという状況もございますが、引き続き、このような住宅に北見市から通っている人たちが町内に在住し、農業経営を営めるような住宅の施策をさらに積極的な広報活動に努めてまいりたいと感じているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 最後、はしょってしまった形で申し訳なかったのですが、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も引き続き一般質問を継続いたしますので、ご参集をお願いをいたしたいと思いません。

明日は、午前9時30分からでございます。

ご苦労様でございました。

散会 午後 4時10分